

○早川参事官 それでは、時間になりましたので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開催いたします。

本日、進行役を務めます復興庁参事官の早川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、初めに、復興庁行政事業レビュー推進チームの副統括責任者であります角田審議官から御挨拶を申し上げます。

○角田審議官 公開プロセスの開催に当たりまして、一言御挨拶を差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

東日本大震災の発災から7年余りが経過いたしました。この間、地震・津波被災地域におきましては、住宅の再建、生活関連のインフラ整備、こういったものにつきましては着実に進展を見てきたところでございます。そして、近年では、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のないきめ細かい支援が必要だということで、そちらのほうに重点をシフトさせてきております。また、原子力事故被災地域におきましても、本格的な復興に向けた取り組みが始まってきたところでございます。

御案内のとおり、復興政策につきましては、復興期間10年間分の財源といたしまして、あらかじめ32兆円が確保されております。そのおかげで前例のない施策を次々と講じることができたと考えております。もちろんその多くは国民の皆様へ復興増税という形で御負担をお願いしているものでございますし、あるいは国民共有の財産を処分することなどにより確保されているものでございます。引き続き、国民の皆様の御理解をいただきながら、復興を着実に進めていくことが重要だと心得ているところでございます。効果的、効率的な事業の実施に努めていく所存でございますので、本日はどうか有識者の先生方には客観的、専門的な視点から忌憚のない御意見を頂戴いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○早川参事官 ありがとうございます。

それでは最初に、本日の公開プロセスの趣旨を御説明いたします。

政府は毎年、行政事業レビューとして、事業に係る予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。本日の公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるものでございまして、公開の場で外部有識委員と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するというものでございます。

なお、本日の公開プロセスの様子はインターネットで中継しております。

また、本日御発言をいただく際には、お手元のマイクのつけ根のところにボタンがございますので、そのボタンを押していただきますと赤く光ります。それでもって音声拾える状態になります。御発言が終わりましたら、またボタンを押していただければと思っております。

それでは、続きまして、外部有識委員の皆様を御紹介いたします。

最初に、復興庁指名の外部有識委員の先生方でございます。

阿部博友先生でございます。

樫谷隆夫先生でございます。

吉村典久先生でございます。

阿部先生におかれましては、本日の会議に当たりまして、意見の取りまとめ役をお願いいたします。

次に、行政改革推進本部事務局指名の外部有識委員の先生方でございます。

伊藤伸先生でございます。

土居丈朗先生でございます。

中空麻奈先生でございます。

先生方、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、梶山弘志行政改革担当大臣に御出席いただいております。

また、この後、平木大作経済産業大臣政務官兼復興大臣政務官が御出席される予定でございます。

次に、本日の審議内容でございます。本日は「精神障害者保健福祉対策（被災者の心のケア支援事業）」「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」「東日本大震災農業生産対策交付金」、この合計3事業を各1時間で御議論いただきたいと考えております。

外部有識委員の皆様におかれましては、審議後半にお手元のコメントシートを回収いたしますので、適宜コメントシートの記入をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますけれども、最初の事業であります「精神障害者保健福祉対策（被災者の心のケア支援事業）」の議論に入らせていただきます。

まずは、事業所管部局であります厚生労働省から事業概要の説明をお願いいたします。
○厚生労働省担当者 厚生労働省でございます。よろしくお願ひいたします。

被災者の心のケア支援事業について御説明させていただきます。

被災者の心のケアにつきましては、東日本大震災の発災初期は、避難所等におられる被災者に対する短期的な支援といたしまして、精神科医や看護師を中心とする心のケアチームが支援に入っておりました。急性期の医療は、DMATが有名ですが、精神の場合にはDPATというチームが活動しておりますが、当時まだDPATというものはございませんで、心のケアチームという形で医療チームが支援に入っておりました。

時間の経過とともに、被災した方々が避難所から仮設住宅あるいは自宅での生活に移っていく中で、PTSD、いわゆるフラッシュバックへの不安あるいは生活の不安が重なりまして、鬱病や不安障害等の、そういう心のケアに関するニーズが大幅に高まるであろうということが想定されました。また、避難所からフェーズが変わりまして、仮設住宅や自宅に

移ることで被災者が広域に分散されまして、広い範囲での個別の対応が必要になってくる
ことが想定されました。

心のケアチームは、医療の支援ですから病院からチームが派遣されて5日から1週間の短
いスパンで支援に入っておりました。中長期的に個別に対応するのはなかなか難しく、
やはり心のケアに関しましては、顔の見える関係で一定期間支えることが大事ですから、
そういうことに対しまして新たな仕組みが要るのではないかとということがございました。

住民の心のケアを含めました健康相談は、主に市町村の保健師や県の保健所が対応する
のがそもそもの仕組みでございますが、市町村保健師は小さい町や村ですと3人とか5人
とか非常に少ない人数でやっております。また、仕事は精神保健対策専任ではございませ
んで、母子保健、特定健診、予防接種、介護保険の地域包括センターなどの仕事等のたく
さんの業務がございます。震災前の従来のマンパワーや体制では増大する精神保健のニー
ズに対応するのが難しいのではないかとということが想定されました。

そのため、精神保健対応ができる保健師、看護師あるいは精神保健福祉士、臨床心理士
など専門職による精神保健活動の充実が必要ということであり、新たな組織として3県に
心のケアセンターを立ち上げたものでございます。

また、3県とも面積が非常に広くて移動に時間がかかります。県の中心部から沿岸町村
まで行くのに車で1時間半から2時間かかるということで、動くのも大変なものですから、
基幹センターのほかに地域事務所を設けまして、被災者あるいは被災された市町村の職員
に近い場所での心のケアの対応しております。

具体的な業務は、被災者への個別支援という観点では、市町村や保健所の依頼を受けて、
市町村の保健師さんが戸別訪問する時にそれらの方々が専門職として同行したり、あるい
は困難事例については心のケアセンターで引き受けるという対応をとっております。

また、支援者支援といたしまして、市町村、保健所の保健師に対するスーパーバイズ、
コンサルテーションや、生活支援相談員等の他の枠組みで支援をしておられる方に対する
研修を行っています。

心のケアの相談件数はレビューシートでは年間2万件程度と書いてありますが、これは
心のケアセンターだけの対応実績でございまして、被災地域全体では、市町村、保健所
での相談がこのほかにございます。例えば、宮城県の沿岸部では、震災前、平成21年の精神
保健活動の相談件数は、市町村、保健所合わせて1万2,000件ございました。平成28年で、
市町村、保健所が1万7,000件ほど相談を受けておりまして、心のケアセンター等が1万件
ほどありますので、合計で2万7,000件ということで、震災前の2.1倍ぐらいの相談件数
があるのが実態です。高どまりの状態が続いているというところでございます。

また、相談内容につきましては、アルコール関連の相談が増加しております。アルコー
ル依存症はなかなか自覚していただかず、医療につなぐのが難しく、対応に時間がかか
るという部分がございます。それから、自殺関連の相談が沿岸地域では件数が増加してい
るという特徴がございます。

一方、沿岸地域の保健師さんは、被災で亡くなった方もおられますし、燃え尽き症候群のような形で60歳定年まで迎えずにお辞めになる方もおられ、この7年間で3割くらいが新しい方にかわっているということもあり、精神保健に関する経験値がいま一つ十分でないという状態もありますので、それらの方に対する支援も非常に重要ということで、マンパワー不足につきましても支援者支援として支援している状態でございます。

そのような中で、心のケアセンターは、被災3県ではまだまだ収束に向かわない被災者の心のケアの支援、それを支えるための支援者支援の役割を担うという事業をやらせていただいております。

事業の内容は以上でございます。

○早川参事官 ただいま事業概要の説明がございましたが、お手元の論点シートに記載しておりますとおり、論点といたしましては「他の被災者支援施策との連携は十分か」「これまでの相談内容等を適切に踏まえた支援となっているか」「復興期間の終了に向け、これまでの成果を検証した上で、今後の事業の在り方を検討する必要があるのではないか」、こういった点でございます。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問等のある先生方は挙手をお願いしたいと思います。榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 喉を壊しましてちょっと聞きにくいかもわかりません。この前、視察に行かせていただきまして、ありがとうございました。今後どうするかによって相当違ってくると思いますが、熱心におやりになっているというふうに理解いたしました。

先ほど御説明いただいたように、市町村における人手不足もありますし、センターにおける人手不足の問題もあります。人手不足というのは日本全体の話で、ここだけではないと思いますが、あと2～3年残っております、今後の話で人の対応というのは、あと2年間しかないセンターという機関になかなか人が来ないのではないかと、市町村も人が足りない、相談件数はふえる、ふえなくても減りはしないという中で、どんな対応をされようとお考えになっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○厚生労働省担当者 今、先生がおっしゃられたように、人員の不足の問題は3県とも同様に抱えております。先ほど申し上げたように、被災市町村でも新しい人が増えてなかなか技術が追いついていかないという部分があると思います。しかしながら、あくまでも心のケアセンターの事業というのは、災害によって増大した精神保健への対応を、自治体を補完する、支援するという立場でありますので、将来的には、やはり心のケアセンターが担っている個別の対応ケースは着実に市町村につなぎ、市町村がやっただくしかないのだろうと思っております。

ただ、今の各県の状態を見ますと、福島県では依然4万人以上の方が県内外で避難されているという実態もあります。また、3県とも復興公営住宅が30年、31年で完成すると聞いていますが、復興公営住宅に入った方や、新しく自宅を建てた方も、住まいが変わることでケアが必要な方がふえると聞いております。

先日、福島県でお聞きした話ですと、本来、自分が住んでいた町ではなくて、内陸部に自宅を建てた方で、建てた後で一旦は心は安定するのですが、しばらくして「果たしてここに建てて良かったのだろうか」という新たな悩みがまた出てくる。復興公営住宅に入居した方だけではなく、自宅に移られた方でもそういう悩みが出てくるということがございまして、これからも何年かは心のケアが必要になってくる人が増える可能性があるのではないかと我々も考えております。ここ3年ぐらいのところで、やはりアルコール依存の疑いがある方が増加してきておりまして、そちらの方の対応も行わなければいけないわけでありまして、直ちに急激な縮小という方策は難しいですし、人材をどうするかという大きい問題もありますので、ここは被災3県と良い方法がないかということをお互いに知恵を出しながらやっていくということしか今の段階では申し上げることはできないのですが、3県とも同じように悩みを抱えていますし、我々も思いは共通しているところでございます。

○樫谷先生 今のお話で理解できるのですが、市町村でやっていただくのがベストという仕組みなわけですね。ただ、市町村は多分しばらく厳しいでしょうね。全国そうですからね。そうすると今の仕組みが一番いいのか、市町村に任せるのがいいのか、どちらが有効で、かつ効果的、効率的なのかという観点でもう一度仕組みを大きな流れの中でつくっていただかなければいけないかなという感じを視察に行きまして持ちました。そう簡単にやめられないだろうと。となると、何が一番効果的で効率的で有効なのか、そのような観点から今の仕組みの見直しを、すぐにやれというわけではなくて、あと2～3年ありますので、その中でその後のことも考えていただければいいかなというふうに感じました。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 今のお話の関連で、いずれ、復興財源でなくて各県の独自の財源を確保していただきながら、継承するものは継承していただくということにならないといけないと思います。まだ今、復興庁から統一的にといいましょうか、同じ事業と枠組みで3県にそれぞれやっていたらいいということになっていると思いますが、せっきやく3県で同時並行的にされているということであれば、好事例の共有、ないしはデータのとり方の統一化、そういうことはなさっておられるのでしょうか。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。3県の心のケアセンターあるいは県の担当部局を含めまして、連絡会議等は当初からやっております。ただ、事例検討や事例発表は確かなに行っているのですが、好事例をどこまで呼び出しているか、それを体系的にもう少しやる必要は確かにあるかと思っております。

実は30年度の予算で被災3県の心のケア総合支援調査研究等事業をいただきまして、ことしの予算のふえている部分がそこに当たるわけでございます。今までの活動実績の評価や、データの集積を行ったり、支援業務を、どういう形で市町村あるいは都道府県の保健所に移していくのいいのかということの検討を進めていくつもりでございます。

○土居先生 ということは、これから平成30年度の予算を執行される。今、企画段階とい

うか、これから始めようというところだと思いますが、そのときに、釈迦に説法かもしれませんが、やはりできるだけ、3県ばらばらにやるというのではなくて、同じようなフォーマットないしは好事例の横展開できるようなデータの活用の仕方、そういうところを考えていただきたいと思います。

そういう意味でいうと、今、データを収集しておられるという話で、事前勉強会のときにもその話をしたわけですが、研究者も活用しながら、どういうケアが効果的だったとか、ないしはケアの仕方がいろいろな個別対応も含めて必要なわけですが、今とっておられる、心のケア支援事業で始めた部分のデータというのはどういう状態になっているか、つまり、各県がそれぞれ個別にデータを集めて個別にデータを持っているということなのか、それとも基本的には同じようなフォーマットで3県のデータが収集されているということなのでしょうか。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。各県がそれぞれ年間どのくらいの方々に支援を行ったかという内訳について、年代、性別、居住地、相談の内容が健康に関するものなのか、お金に関するものなのか、家族間のことなのかというような統計は当初からとっています。それぞれの県でそれぞれの方々に対して1枚ずつ支援のカルテみたいなものは作っていますので、この内容をどこまで分析できるかということはもちろんあるかと思いますが、それを各県に協力いただきながら、うまく分析していければ思っております。

○土居先生 そのデータを集めているということであれば、レビューシートの中で成果指標があるわけですが、成果目標とかがここでは掲げられていなくて、できれば定量的な成果目標、成果実績というのをアウトカムで出していきたいと思ったりもするのですが、それに向けて今の検討状況はどういう状況でしょうか。

○厚生労働省担当者 調査事業の中でこれからになっていきます。今のところは明確なものはありませんで、定量的な数字となると、今ありますように相談件数等になっていますので、そこはお時間をいただきたいと思います。

○土居先生 ぜひ検討していただきたいと思います。

○早川参事官 伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 よろしくお願いたします。事前の勉強会で聞いたことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、レビューシートの資金の流れを見ると、まず厚労省から3県に対しては、これは補助金という形によろしいですね。3県から個々の相談を受けている事業者に対しては、これは県によって違いがあると捉えてよろしいでしょうか。宮城県は補助金、ほかは委託という形になっているのでしょうか。

○厚生労働省担当者 そうです。

○伊藤先生 ということは、この間も同じ話をして、細かいところにこだわっているのですが、県としてのこの事業の位置づけは少なくとも違いがあるということになりますね。宮城県は補助事業としてこれをやっているから、あくまでも相談という事業の主体は、この間、見せていただいた公益財団法人でしたか、NPO法人がやっていることへのサポートと

いう位置づけになっている。岩手県や福島県は委託事業で、要は県の事業なのだと、そこには違いがあるというふうに契約手法上は捉えられるのですが、厚労省としては、今までずっとお話を伺っている中では、補助金という形はとっているけれども、この事業は厚労省としても必要なのだというふうに感じていたのですが、そこはいかがなのでしょう。

○厚生労働省担当者 もちろん厚労省としては必要だと思っております。心のケア事業は、平成23年の第3次補正で28億円ほどいただき、スピード感が大事だということで、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しをして実行しました。

これを12月の終わりに国から交付決定しているのですが、宮城県の心のケアセンターは他の2県より早く、23年12月に一番早くできています。宮城県は心のケアに対する重要性を早くから言われておりまして、国が実施するよりも先に構想を宮城県は練っておられました。宮城県からお伺いした話では、財源を検討する中で、各方面から寄附金が寄せられましたので、まずはその寄附金を使って事業のスタートダッシュをしようということで、他の事業も含めて補助金という形で補正予算を宮城県は組んだようでございます。国から心のケアセンターに対する基金の積み増しで補助するということは後出しで出たものですから、歳入のほうは科目更正されているようですが、宮城県の支出予算自体は補助金で当初予定されていたので、そのまま来ているということです。

3県とも委託費でそもそも県がやる事業を心のケアセンターにお願いするというこに変わりはありません。岩手県は、学校法人にお願いしたのですが、心のケア事業をやっていないところへ委託しています。福島県は法人格のない団体をお願いするので、そこも法人格を持っていただくことも必要ですが、そこに委託することになりました。宮城県はもとも法人格を持っている団体で精神保健の事業を何がしかやっておられて、それをさらに拡充していただくということで補助になったという理解だと思っております。

○伊藤先生 ありがとうございます。今の経緯は非常によくわかりました。そういうふうに考えたときに、先ほど来出ているように、復興期間が終わった後どうするかということ、これは、ある統計でも出ていますし、私がふだん市町村でこういう事業の評価とかする中でも実感としても持っているのですが、相談業務というのは窓口が多くなればなるほど件数が上がると言われています。要は、効率化するために、例えば窓口を一元化しようという流れになる。例えば、教育委員会があって、ほかの部局で2つの窓口があったら、2つの窓口があるほうが件数はふえると言われていて、そこについてどう考えるかだと思いますが、私は、現時点のこの事業においては、ふえればふえるだけいいのではないかと、潜在的に相談しなければいけない人たちが掘り起こしている結果が25年度から今年度までではないかと思えます。

この間、宮城県でも少しお話を伺っていて、ではこれだけ期間がたったときに、相談内容の質を見たときに、当然ながら100%震災関連というわけではないというお話もあったかと思えます。ここがまさにバランスのところなのではないかと思えます。現時点においては、震災があって、非常に特殊なものだからこそ相談はとにかく多ければ多いほどいい

し、だからこそ国や県としても10割補助を出して、その窓口をつくっているということになるかと思いますが、どこかのタイミングで、既存のふだん基礎自治体がやっていることや保健所でやっているような事業にあわせていく段階がいつかは来るような気がします。そこはもしかしたら今からやはり見きわめておかなければいけないところであって、ただ、これは正直言って厚労省が考えるというよりは、考えなければいけないのは本来は都道府県なのではないかと思います。

補助金を出している立場の厚労省として、例えば相談の件数や相談の質がこういう状態になったときには、ある程度既存の相談事業とミックスできるのではないかとか、それが土居先生が話をされた指標にも結びついてくるのではないかと思います。そこについてもし何かお考えがあれば教えていただきたいのですが。

○厚生労働省担当者 具体的話は少し難しいのですが、先生がおっしゃったように、いろんな相談支援が入ると、相談の全体数が増えるのは確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ一方で、福島県などは心のケアセンターや市町村・保健所で受ける相談件数は減っていきまして、震災前と変わらないくらいです。考えようによりますと、生活支援相談員やコミュニティ支援員等、いろんな方が入っていただいて、ほかの2県に比べて福島県は支援が、いろんな種類のサポートが入っているので、心のケアセンターで抱えなくても前の段階でさばけるところができているということもあるのかと思います。先生がおっしゃるようなところも踏まえて、全体としてどうかという捉え方はどうやってできるか、工夫が要るかと思いますが、大事な視点だと思いますので、考えさせてください。ありがとうございます。

○早川参事官 それでは、吉村先生、お願いいたします。

○吉村先生 今のと関連して、確かにこの事業は被災者の方の心に寄り添っているいろんなケアをするという目的でスタートしたという点は、政策目的はとても合理的だと思います。ただ、本来ならば市町村が行うべき事業であるということは先ほども言うておられることです。

出口戦略といいますか、レビューシートを見ると、終了予定年度はなしということになっておりまして、復興特会は終わるのですけれども、ほかの形で継続されていくことを念頭に置かれているのかどうか、そこはよくわかりませんが、もし将来の出口戦略を考えるならば、少し長期的なスパンで計画を立てていく必要がある。つまり、市町村が本来行うべき事業であるとする、できるだけ市町村がその事業を再開ないし拡充した形で行えるようにサポートする立場に徐々にいく。今は市町村に人がいないので、かわりにそういうアウトリーチ、訪問相談員などの派遣をやっておられるのですが、これがそのまま永続的になるということだと、どちらかという市町村の自立を妨げてしまうのではないかと、いうことがあるので、徐々に撤退していくような計画をお持ちなのかどうか。特にスーパーバイズというお話が出たのですが、市町村相互間の、市町村の実際担当している方の研修、あるいはそれに対するコンサルティング、こういう業務に徐々に移行していったら、

最終的にはいいという形に持っていく、そういう計画などお持ちなのでしょうか。

○厚生労働省担当者 今の段階で工程表のようなものがあるわけではございませんので、考えなければいけないのは重々承知しております。まだ相談件数が2倍強のままにおさまっていることと、住宅の状態が変わってきますので、これからどんなふうに相談件数が変動するのか、メンタルのほうにあるいはお医者さんにつなげなければいけない方が出てくるところがまだ読めない状態にあるというところもあって、明確な期日は書きづらいというところはあります。

もちろん我々の中でも、閉めるといいますか、何らかのところでやめるからには、明日からやめますというわけにはいきませんので、徐々に、先生がおっしゃったような形で移せるものは移し、縮小するものは縮小し、最後まで頑張らなければいけないところは頑張るといふ計画は必要だと思っております。もうちょっと頑張ってお考えたいと思いますが、もちろん一番最初に我々がといて、先生がおっしゃったように、やっても、これはなかなかうまくいかないの、事業主体である県が、災害対策におきましては県が総合調整する役目をお持ちですから、そこをちゃんと巻き込んだ上で道筋を練っていきたいと思います。

○吉村先生 ぜひそういう計画を立てていただきたいと思えます。

ほかに2点ほどレビューシートについて質問があります。

まず、レビューシートの点検・改善結果というところに改善の方向性というのがありますね。「復興支援が進み、被災地の医療・保健体制が震災前の水準に回復するまでは現行事業を継続する」というのですが、そもそも震災前の水準を回復するというのはいかなる状態をもって回復するとお考えになっているのか、相談件数が少なくなったら震災前の水準を回復するということになるのか、そうでないのか、ここがよくわからなかったの、説明いただければありがたいのですが。

○厚生労働省担当者 まず、指標とすると、やはり相談件数だとは思っております。ただ、医療まで含めて考えますと、3県それぞれ状況が違っております。福島県の相双地域ですと震災前、精神科のベッドが900床あったのですが、震災ではほぼなくなりまして、今、60床しか残っておりません。かつ、そのときには相双地域の相馬のほうは精神科のクリニックが1軒もない。従来、精神疾患を発症すると入院するという構造だったものが、震災後に精神科のクリニックができて、地域移行が少し進んできているというところもあります。震災前の900床に戻るべきかというのはなかなか難しいと思っておりますので、そういう新しい手法で住民の方々の相談や医療が担保できれば、それは一つの形だと思えます。岩手県などですと、もともとの精神科病床が県立病院がほとんどであったり、クリニックがなかなか足りないという部分もございました。

我々とすれば、相談件数がある程度数が減っていったら、各市町村の保健師さんを県保健所・精神保健福祉センターがスーパーバイズする形でやっていけると言っていただけのが、一番戻ったと言える一つの形だと思えますし、医療に関しては、クリニックがどのぐ

らい増えていくかということもあり、被災3県それぞれ違いますので、それぞれの県と一緒に検証しながらやっていきたいと思っております。今の段階でここまでというと、ちょっとそれには少し差があり過ぎると思っております。

○吉村先生 クリニックについては病院建設というので、この事業とは直接には関係がないですね。

○厚生労働省担当者 病院建設はこの事業とは直接関係ありませんが、心のケアといっても、ただ心配事を聞いているわけではございませんで、最終的には統合失調症の方や躁鬱の方でお薬が必要な方は医療につながないと悪化する一方ですから、そこも含めて見ていかないといけないと思います。また、精神の措置入院する時に、今でも海沿いから1時間半も2時間もかけて内陸の病院まで運んだりするわけです。そういうことも含めてどうするかという戦略は必要かと思っております。もちろん我々で医療機関を建てるわけではございませんので、そこは別なのですが。

○吉村先生 もう一点だけ、申しわけないのですが、同じくレビューシートの心のケアセンターの事業の有効性の4番目の「心のケアセンターの取組については、被災3県の医療機関・関係行政機関等に共用され」ということですが、センターが集められた被災者の心の問題についてのデータというのはとても重要なデータですね。情報共有するのは被災3県に限られる必要はあるのでしょうか。むしろそれこそ全国的に流したほうが、いろんな地震が起こっていますが、そういう形で大いに役に立てるような情報だと思っておりますが、どうして被災3県に限定しているのか、教えていただけますか。

○厚生労働省担当者 ここで書かせていただいたのは、実際の一人一人ケアが必要な方を関係者が集まって情報共有してケアしていくという意味で書いております。先生がおっしゃられた観点は、先ほど土居先生からもお話がありました研究事業の中で、一定の指標で全体を見て提示できるものを整理し、これから大震災が発生した際に向けての提言や、マニュアルまではいかないかもしれませんが、何かそういうものにしていきたいと我々も思っておりますので、その方向で今、考えているところでございます。

○吉村先生 わかりました。どうもありがとうございます。

○早川参事官 中空先生、お願いします。

○中空先生 ありがとうございます。まず、この事業そのものについては大変有意義だと思います。日本みたいな国にいますと被災がどこでいつ何どき起こるかもわかりませんので、こういったことがきちんとできるということがこういうふう立証されていることは大変いいと思います。全体的な予算額そのものも決して大きいとも言えないし、これで十分なことが負えるのであれば本当にいいことだとまず思っています。

その上で、3点ばかり、今までの先生方と重複するところが多いのですが、意見として言わせていただきます。

1点目がどこまで国がやるべきなのかという点についてです。国か県か市町村か民間か、民間というのも、どこかで事業化したり役割を担っていくことが確立してくれば民間とい

うのも入ってきようがあるでしょうが、そうではなくて、あくまでもそれはケア、サポートなのだとすることであれば、先生方が言われていたように、県や市町村が出る幕のほうが大きくなってきてもいいのかなと思います。先ほど御説明の中で顔の見えるケアが必要ということであったので、そちらのほうにどうシフトするのか、シフトした場合は、完全に委託したので国は関係ありませんではなくて、リーダーシップをとって始めたプロジェクトを最後までセーフティーネットとして保つというスタンスをどう考えていくのかということがとても大事になってきていると思っています。どこまでの切り分けを考えるかという明確化が必要になってきているというのが1点目です。

2点目は、やはりほかの先生方も言われたのですが、そろそろアウトカムが必要でしょうと。どうなったらやめることができるかというひとまずの目安として、御説明の中でも何度か、震災前の基準に戻すことだと言われました。私はそれはそれで賛成とっていて、なぜ賛成かというと、例えば御説明の中で、アルコール依存症の人がふえている。でも、アルコール依存症というのは何も被災したからだけではなくてほかの県にもあるわけで、そうするとほかの県とのバランスをとる上でも、ほかの地域との兼ね合いや、ほかの地域の人たちから被災3県だけを特別視されていることに対する不満が出ないということも考えなければいけないと思っています。ひとまず震災前の水準に戻すということを念頭に、そうなってくると、ほかの地域との特殊性がない、それで見えていいかどうかは別としまして、ある程度の目途にはなるのではないかと考えています。震災の前と後ということでの変化、それにかなり水準としては戻りましたということで、ある程度のアウトカム達成という見方は一つの目安になるのではないかと考えています。

最後、もう一つですが、データも集めているということなので、かなり多分いいデータ、いいものが集まっているはずだと思います。そうするとパッケージ化を考えたほうがいいと思っています。大阪でもつい先般、震災がありましたし、新幹線などもおちおち最近乗ってられないという感じになってきて、いろんな陰惨な出来事が日本は起きていますので、PTSDになる可能性もあるわけです。そうなったときに、今回たくさん長いことお金を使って集めてきたデータが生きてくると思います。これをある程度パッケージ化しておくことを念頭に置き、そうすると何も震災に限った話ではなくなって一般化されていくというふうに考えますので、先ほど申し上げたようなほかの県との整合性から少し発展しているのではないかと考えています。

ということで、この事業そのものについては意義があると思っていますので、その意義をどのように消化していくか、そこをそろそろ気をつけてやっていくべきときかと思っています。

執行率が9割ぐらいあるというのも目標としてはよろしいのではないかと考えておりました、後は、それでも無駄があってはいけないので、それを見直していただいて、アウトカムの方向にどんどん目線移していくことを考えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。重々心してやっていきたいと思います。

執行率の話は、9割くらいなのですが、事業の多くは人件費ですので、年度当初に予定していただけの人が確保できずに、その分が不用になってしまったという部分もあります。

アルコールに関しましては、私どもの課ではアルコール依存症の対策を担当しておりまして、この春に、全国のアルコール依存症担当の各県の方にお集まりいただいた会議を開催するのですが、その際に岩手県の方と宮城県の方の現場の病院のほうで個別ケアをやっていただいている方においでいただいて、震災の時にどのようなことが起こるか、どういうところに苦労しているか、その後の対応をどう構築していったかということ、47県、指定都市の方々に御説明する機会を設けさせていただいておりますが、できることから全国に還元しながらやっていきたい、今後もそれは続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○早川参事官 大変済みません。短時間で恐れ入りますが、質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、先生方におかれましては、コメントシートに記入をお願いしたいと考えております。なお、記入の終わった先生からシートを回収させていただきますので、お知らせいただければと思います。

では、引き続き、御質問のある先生は挙手をお願いいたします。阿部先生、よろしくお願い致します。

○阿部先生 先日、私も見学させていただきまして、どうもありがとうございました。人の命を扱う大変重要な事業だと思います。

全く重複してしまうのですが、今、先生方からの質問もあったように、相談件数が震災前の2.7倍、その中で、地方自治体の保健体制を震災前に戻してももはや対応できない状態になっているのではないかと懸念があります。これもお話がありましたが、ますます相談はふえていくのだろうということで、事業の収れんに向かうというよりは、ますます拡散していく方向にあって、現実的にやめざるを得ない、必要な事業であるというふうに一方で思います。

ただ、基本が地方自治体による保健行政にあるとするならば、地方自治体に体制の構築について国がどのような形で支援できるかということもこの事業の中で検討していただきたいと思っております。各地でいろんな震災が起きていますが、そこにおける心のケアを緊急対応として国が支援し、それを一定期間こういう形で地方自治体に戻していったという一つのモデルとなり得る事業だと思いますので、その具体的な収れんの方向性について協議なり具体的な計画性のあるアクションを御検討いただいて、そのような方向で取り組んでいただければよろしいかなと思います。

以上です。

○早川参事官 伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 この間、現場でお話を伺ってからもずっとこの事業の一番大きな特徴は何かと考えています。一番大きいのは、事業内容でいけば新たなセンターをつくっていること

になりますし、厚労省の事業ということでいくと、この特徴は10割補助というところだと思っています。先ほど来こちらからの話は、出口戦略の話をしてはいますが、ではその回答を持ち合わせているかというところを持っていないところがありまして、さっきからそれを考えていたときに、厚労省が持っている相談の補助事業というのはほかにもあると思います。例えば自殺対策の相談事業に対しての補助金であったり、精神保健福祉センターでの相談業務への補助事業を持っていて、これは全部、2分の1もしくは3分の1補助になっていて、10割補助ではないと思います。まさにこれは復興期間だからということかなと思います。

今、調べていたのですが、精神障害者保健福祉対策費の事業、これは主に精神障害を持っている方に対しての相談業務に係る補助金になっています。中を見ていると、熊本地震の心のケアの事業をここに入れてあります。熊本の部分も10分の10ではなくて2分の1でやられているかと思っています。これは出口戦略の一つになり得るのではないかと。何が言いたいかというと、ずっと10分の10というのは現実的ではないからこそ、どこかのタイミングで、明らかに復興期間の終了のタイミングということになると思いますが、事実上、今は補助金ではあるけれども、10分の10だから厚労省がかなり主体的にこういうことが必要だというふうになっているものを実質的に3県が主体になるという意味での補助率の改定はあり得るのではないかと思います。どう思われますか。

○厚生労働省担当者 まず、熊本の前に、市町村等の保健師が活動する費用については、交付税で対応しており、そういう活動についてはたしか三位一体のときに全部出しているもので、補助金はありません。

熊本県の心のケアセンターにつきましては、補助金を出していますが、自己負担分に特別交付税に入れていただいています。実質、県は負担はないという状況になってはおります。3県と協議しながらということになりますが、先生おっしゃった点は大事なポイントかと思っています。

○早川参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 今回は震災の関係で始まった事業ですが、私は視察に行かせていただいて、国が関与して3県あるいは市町村が全体の体系の中で仕事をされているというのは、震災だけではなくて、こういう事業はある意味では一つのサンプルではないかと思っています。確かに国が10割とか5割とか、財源は別としまして、いろいろあると思います。むしろ広域でやったほうが、市町村だけで全部一式やるというよりも、ひょっとしたら効果的、効率的かもわからないと思いました。これは確かに復興事業ではありますが、それ以外のところもこれをベースに考えていただいて、よく精査していただきまして、そのほかのところも何も市町村で全て一セットもつ必要はないというところもあるので、むしろ国、県、広域的な圏、市町村、こういうものをまとめて仕組みをつくったほうがもっと有効かつ効率的、効果的かもわからないと思ひまして、そういうことを少し申し上げておきたいと思っております。

ほかのところは十分なのですか。例えば被災地以外のところ、被災県以外は心のケアは十分なのですか。

○厚生労働省担当者 心のケアといいましても、ちょっと。

○樫谷先生 件数はともかく、かなりの相談件数があると思いますが、十分対応できているのですか。これは市町村だから対応できているところもあるし、できていないところもありますという話なのか、きめ細かく見ればですよ。

○厚生労働省担当者 3県以外の被災県ということでしょうか。

○樫谷先生 被災県以外の都道府県ですね。それだったらむしろそういうところがこの仕組みの一部を編成して取り入れることができないのかなど、直感ですが、思った次第です。

○厚生労働省担当者 なかなか難しいですね。

○厚生労働省担当者 今、被災県のお話をさせていただいていますが、現在、メンタルケアの問題は、被災地に限らず全国的にいろいろなニーズが増えておりまして、医療や保健だけではさばけない内容もございます。先生からいただいた内容も、今、事業を細かくしてどんどん市町村に落としている時代ではございますが、医療や保健は市町村単位では難しいところもあるので、そこは内容あるいは配置の状況によって広域化や、より効率的な、むしろ広くした方が良い内容もあるかと思っておりますので、そこは他の政策とあわせて検討していきたいと思っております。

○樫谷先生 私は独立行政法人のほうをいろいろ担当しておりまして、市町村が人手不足もありまして、元気がなくなってきているわけです。やはり国が支援していかなければいけないのではないのかという流れもありますので、その中で何も100%全部、10割やるということではないにしても、全体の予算の中でどういうふうにするのが一番効果的、効率的で、国民に対してサービスの提供ができるのか、先ほどの御説明ではないですが、そのような観点で見ただけであればいいのかなど。これは被災県の話ではあります、被災県の話だけではないというふうに私は認識したということで申し上げます。

○厚生労働省担当者 全体的に今、国が主体的に行っているものから、先生方のお話の中にあつた、このままだと市町村の独自性やニーズがいつまでたってもうまく移管できないという問題もあります。当然、財源論が一番残ると思いますが、あとは、どうスムーズに市町村に業務移管するか、被災から復興している中で、一般の対策と被災の対策をうまくどのようにすみ分けることができるかについて非常に多くの示唆をいただきました。これから30年度に行う3億円の調査事業の中でぜひ盛り込ませていただいき、そして、行政レビューの定量的目標や定性的な目標とも絡めることで、スムーズな復興とか、あるいはまた違う形での支援というのができるのではないかと思われました。ありがとうございました。

○早川参事官 現在、コメントの集計作業をしております。引き続き、御質問のある先生は挙手等お願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○伊藤先生 今お話のあつた今年度の事業でやる調査事業については具体的な調査項目というところは既に決まっているのですか。

○厚生労働省担当者 まだ確定していません。

○伊藤先生 先ほどお話があったように、このタイミングで調査するのは非常に重要なことではないか、まさに出口を見るためにもですね。全然質問が違うのですが、市町村でうちが事業評価とかやるときに、この相談業務で統計をとっておもしろいなと思うのが、単に自殺関連の相談といっても、その手前にはいろいろあって、どこからの誘因の自殺なのかという、多分同じような話が、被災したから自殺を考える間にはいろんなバリエーションがあって、それがきっと相談の質とか相談内容ということになってくるのだろうと思います。この辺の話は多分、調査をする機関は専門的にやられているかと思います。

それとともに、私は個人的には、この間、宮城で雑談的にお話を伺っている中で、宮城の中でも地域性がすごくあるというお話がありました。基幹である仙台市に来る相談内容と石巻というのは全然違うというお話があって、宮城の中での違い、福島の中での違い、岩手の中での違い、それぞれの違いの中での共通点が出てくるのかと思いますので、それが見えてくると、市町村の既存相談業務でできることとか見えてくるのかなと、これは意見でしかないのですが、そういうふうに感じました。

○厚生労働省担当者 いろいろな御意見やニーズがございまして、先生がお話しされた地域性の問題等、そのほかいろいろなご指摘をいただいております。先ほど先生方からいただきましたが、被災3県のデータだけではなくて、防災という観点で、心のケア、これだけの大きな規模の災害があり、これだけの大きな被害があって対応しているというところで、日本全体の財産として整理したほうが良いのではないかという声を多くいただいておりますので、いただいた事業とデータをきれいに整理させていただいて、大げさなことを言えば日本のレガシーみたいな感じでぜひ整理させていただければと思っています。

○早川参事官 中空先生、お願いします。

○中空先生 私、見学に行けなかったのですが、今、伊藤先生からの御質問の中で素朴に疑問が湧いたのですが、地域性がありますよと。地域性があるのは何によって生じるのですか。つまり、被災のひどさによるのか、それとも、そもそもセンターの違いによって、あるいはそこに近い、保健師さんがいいからいっぱい行くとか、何かそういう違いというのは見えたりしているものがあるのでしょうか。地域性が違うということについての御意見がもしあったら教えてください。

○厚生労働省担当者 なかなか言いづらい部分はあるのですが、もともとの地域の所得の問題もあります。それから、精神障害に対する偏見の問題もあります。今回の場合、津波被害が一番大きかったのは宮城県ですが、福島県はどちらかというと原子力の避難の問題、岩手県もどちらかというと津波の問題があるので、一概に被災3県といっても、もともと生活している土壌と被害の内容がやはり違うというふうに地元の方からは聞いております。

○中空先生 ということは、やはり制度とか仕組みによる違いではなくて被害の違いなのですね。わかりました。ありがとうございます。

○早川参事官 まだ少し取りまとめに時間がかかっているようでございますが、その他、

引き続き、御質問等あればお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。吉村先生、お願いします。

○吉村先生 健康被害と震災の関係についてお伺いしたいのですが、どの程度因果関係があるのか。つまり、震災は何らかの影響を受けたのだけれども、全く関係ないところで心の問題が生じたというケースも、被災3県に住んでいれば、それが被災者というくくりで全て本件の心の事業の対象としてのってくるわけですね。本当の意味での心の健康障害という結果を招来する原因というのは、先ほども出ていたとおり、いろんなケースがあって、どのあたりを震災という原因でくくれるのか、それについて何か御意見をお持ちでしょうか。

○厚生労働省担当者 心のケアの場合は、ほかの医療と違って、検査データで判断するわけではなくて、個別に一人一人の方のお話を聞きながら、何にこの方は悩んでおられるのだろうかとか、あるいはもともと医療かかっていた人もいればいない人もいる、そういう方々のお話を丁寧に聞きながら原因を探っていく。お仕事がもともとなくて悩んでおられる方がいれば、それはハローワークのほうに繋いでいけば、後は継続的に心のケアとして必要な方について、特に震災の方の部分はこちらで抱えるということになるのだと思います。背景についてのヒアリングというのでしょうか、お話を聞くというところがまず第一義的にありますので、そこでの仕分けはできていると思っています。

○吉村先生 震災の被害、例えば津波で家が壊れてしまった。そこで集合住宅に入った。たまたま人間関係が悪くなって孤立するようになってしまった。これは震災関連なのか、それとも隣人関係なのかというのは明確に切り分けができるのですか。

○厚生労働省担当者 確かにお話の点はあると思いますが、今のお話でいえば、震災によって、例えば家がぼつぼつとしかないようなところである程度自由にできていた人が仮設住宅で隣の家の音が聞こえるような所に入ってということになれば、これは住居が集約されたことに一つの要因がありますので、震災ということが言えるのではないかと思います。

○早川参事官 そのほか何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 場つなぎの議論だと思ってお聞きいただければと思いますが、先ほどの調査研究の中でこの相談がほかの震災も含めて使えるのではないかとすることはとても重要なポイントだと思っています。同じ復興事業の中で、相談から先の、今、吉村先生からもお話があった医療の世界に行くと、文科省でやっている事業の中で、東北のメディカルバンクは文科省ですね。コホート研究で経年で、診療されている患者がどういう経緯をたどっているかということの研究されているかと思っています。難しいのは承知の上ですが、相談した後でどういうふうに医療に行っているのか、医療には行かずに福祉の世界でとどまっているのかというのは、調べようと思ったら調べられるのですか。

○厚生労働省担当者 心のケアセンターに支援の依頼が来る場合は、まず市町村で入り口があって、その後、少し対応が難しい部分を心のケアセンターで受けていますので、心の

ケアセンターに繋がっている限り、ずっとカルテ的なもので、相談支援の内容は持っています。定期的に医療に行っているかどうか確認して、おさまっているかどうか確認していますので、そういう観点ではできると思います。ただし、全数はなかなか難しいと思います。

○伊藤先生 サンプル調査でも、そもそも医療に行っているかどうかというところもあるのかなと思っていて、私が知っている基礎自治体の保健師さんは、病院に行ってくれないことが一番大変と言います。相談に来ていろんなことを言うのだけれども、次、行ってくれない、そういう事例とか、まさに調査をする中でもしそういうケースが非常に多いのだったら、どうやって次のステップに行くかということが都道府県や基礎自治体の対策になってくるのかと思います。そういった意味でも今年度の調査はおもしろいのではないかと思います。

○厚生労働省担当者 相談支援の技術になると思いますが、市町村保健師さんはあまり精神保健対応は得意でなかったりするのですが、心のケアセンターの精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が支援者支援で、スーパーバイズするようなこともやっていますので、その辺もうまく経験値が積まれていけば、それを踏まえて手法みたいな形が出てくればいいなと思っています。

○早川参事官 お願いします。

○樫谷先生 これもここで聞くべきかどうかわかりませんが、センターさんの事務局の方にお聞きしたら、それぞれが1年契約だというわけです。1年契約ということは、何年センターがあるかわかりませんが、専門性を組織として中でしっかり持っていくということは難しいような気がしました。つまり、事業を行うには何が必要かということ、中で人が生き生きと働くような環境が一番すばらしいと思います。皆さん一生懸命働いていらっしゃるしやいまして、1年契約でそういう意欲のある方、意思のある方がいらっしゃるというのは幸せなことだと思っておりますが、今後を考えると、あのような1年契約でやるということ、予算の関係でそうになってしまうのかわかりませんが、根幹的な部分、基幹的な部分がどうなのか、専門性がばらばらになってしまうのではないかと、たまたま集まった人で専門性がまたばらばらになってしまう。組織として専門性が蓄積していかないと、そんな観点もあるのかと思いついておりました。

○早川参事官 ありがとうございます。

それでは、取りまとめ、コメント案の準備ができたようでございますので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 5名の有識者の評価結果ですが、「廃止」とされた方はゼロ、「事業全体の抜本的改善」とされた方が1名、「事業内容の一部改善」とされた方が5名、「現状どおり」がゼロでございました。

主なコメントといたしましては、データを残していくという点をいかにパッケージ化するかということ念頭に置く必要が出てきたと考えている。この点をいかに取り入れてい

くかを考慮されたし。ただし、事業としては意義があるので無駄のないよう継続することが望ましい。

人員不足の中、今後の事業のあり方を検討するに当たって、遠い将来では各市町村が対応すべきものとするが、市町村の人員不足等の状況から見て、より有効、効果的な仕組みはどのようなものかを早急に検討すべき。

相談件数が増加傾向にある中で、本事業を自治体に委ねることが現実的に困難な状況に至りつつある。中長期的に自治体が被災者の心のケアに対応できる体制の構築について計画性を持って支援を実施すべき。

各県において年間4億円の事業費は大きいからこそ、今から復興期間終了後の状況を考えておく必要がある。考える際には、心のケアセンターの相談件数や内容などの分析が必須。復興期間終了後の補助率の割合の検討をすべきである。

平成30年度の予算執行において、被災3県に対して好事例を共有できるようにしたり、データを活用しやすくするために、統一的に対応（フォーマットの統一や情報共有）するようにすべきである。データの活用や分析を進める中で、この事業のアウトカム指標を定量化すべき。

被災者の心のケアを行う事業目的自体は正当なもの認められる。ただし、心の健康の向上に関する業務は本来市町村において行われるべきものである。現在の事業は市町村における不足を補うものとして緊急避難的正当性はあるが、徐々に業務を本来の形に戻す必要がある。国の業務は市町村のバックアップに専念する方向性で数年の計画を立案すべきものではないか。

以上がコメントです。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業内容の一部改善」といたしたいと思います。

取りまとめコメントとしましては、1点目、事業で得られたデータを有効活用するため、取りまとめを行う。2点目、将来的には市町村に返すことを念頭に、今から体制等について検討を行う。

以上のおりとしたいと考えておりますが、御意見等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上のおりとさせていただきます。ありがとうございました。

○早川参事官 結論を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、次の事業でございます「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえに少しお時間をいただきますので、14時50分から再開とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(厚生労働省関係者退室)

(休 憩)

(経済産業省関係者入室)

○早川参事官 それでは、予定よりも少し早うございますが、皆様おそろいでございますので、「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」の議論に入らせていただきます。

なお、本セッションは、平木大作経済産業大臣政務官兼復興大臣政務官にオブザーバーとして御出席いただいております。

それではまず、事業所管部局でございます経済産業省から事業概要の説明をお願いいたします。

○経済産業省担当者 経済産業省産総研室の渡辺と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、青い資料をごらんいただければと思います。これに基づいて、ごく簡単に事業の概要を御説明いたします。

まず、本事業でございますが、東日本大震災からの復興の基本計画に基づいて設立された産総研の福島再生可能エネルギー研究所（FREA）で行う事業でございます。

概要にありますとおり、この研究所では大きく2つの事業をやっております。1つは、再生可能エネルギーの大量導入を支える研究開発と実証ということで、まさに産総研でなければできないような世界最先端の開発、それから、被災地への貢献ということで、被災3県に所在する企業が持つ技術シーズを事業化する支援、将来の再生可能エネルギー分野を担う産業人材の育成への支援です。後者の事業を復興庁から予算をいただいてやっまして、今回御審議いただくのは後者の事業でございます。

ここ5年の成果でございますが、被災3県に所在する企業を対象とした技術支援をやっまして、107テーマ、事業化したものが17件ございます。それから、地元大学を中心に人材を受け入れて、共同研究を通じて人材育成を実施してきておりまして、延べ341人を受け入れたというのが実績でございます。

次のページに、支援を行った5年間での企業の立地状況、分野を示しております。

次のページには具体的にどういう支援を行ったのかをまとめておりますが、時間の関係で省かせていただきます。

事前に委員の方々からいただいた御質問の中で答えていなかったものがございましたので、今、別紙を配らせていただきました。それについて簡単に触れたいと思います。

まず、本事業で特許を取得したものがいいのかどうか、この件につきましては、既に登録済みの特許が7件、公開出願中のものが11件ございまして、出願されている件数としては合計で18件、5年間でございます。

それから、レビューシートのアウトカムの達成度が高過ぎる、これについて目標が低過ぎるのではないかという御指摘をいただきました。これは予算の関係がございましたので、

予算ベースで書いてあったものでございまして、毎年書きかえるものであったと思います。年度ごとに目標設定は検討することも必要であったと考えております。

それから、製品化するだけではなくて、その後、実際にどのぐらい普及していくのか、フォローする仕組みが大切だという御指摘をいただきました。これにつきましては、5年たって、今、6年目、平成30年度の事業を行っているわけですが、本年度から福島県の機関である「エネルギー・エージェンシーふくしま」に事業化支援を委託しております。実際に製品をつくった後にどういうふうに売っていくのか、どういう改良が必要なのか、こういったことやニーズなどについてはこういった機関が非常に詳しいということがございますので、こういった仕組みにより、技術開発支援後も製品化で終わるだけではなく、より事業化へ力を入れていく、つなげていくということを本年度から行っております。

最後に、支援により雇用にどのような影響があったのか、こういったことも調べるべきではないかという御意見をいただきました。現在、事業化に至った17件・16社において22名の雇用が生まれております。これは企業の対するヒアリングの結果でございます。今後こういった成果をフォローしていきたいと考えております。

簡単でございますが、以上です。

○早川参事官 ただいま事業概要の説明がございましたが、お手元の論点シートに記載しておりますように、論点といたしましては「平成29年度までの5年間の事業をどのように総括するか」「その結果を30年度以降に具体的にどのようにつなげるか、新しいアウトカムは適切か」といった点でございます。

それでは、早速でございますが、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 榎谷でございます。

先日、視察に行かせていただきまして、ありがとうございました。そこで御説明いただいて感じましたのは、産総研が研究したものを地元の業者が使うというのではなくて、地元のニーズを踏まえたものを研究に取り入れるというようなお話だったと理解しているのですが、非常におもしろいと思っております。どちらかというと研究所は自分の好きなものをどんどん研究して行って、それを世の中に問うというほうに理解していたのですが、今回の、特に福島の復興に限ってなのかもわかりませんが、大きなテーマはあるのでしょうか、その中で中小企業も含めた各企業がこれが欲しいというものを持ち込んで一緒に研究しよう、こういう仕組みなので非常におもしろいと思いました。それはどのようなところから出てきたのでしょうか。当然と言えば当然なのですが、非常に成果が上がっているのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

○経済産業省担当者 御指摘ありがとうございます。産総研の役割としては、今、5年間の中長期目標期間の3年目にあるのですが、この5年間は特に橋渡し、この橋渡しが何を

意味するかというと、大学、産総研などは基礎的な技術はたくさん持っていますけれども、それが企業で実用化されない、製品にならないというようなことがたくさんございまして、産総研は組織全体として、研究機関がみずから持つ種、大学を含めたそういった種をいかに企業に持って行って製品に結びつけるか、このところに最終点の目標を置いて活動しています。

その中で、やはり御指摘のとおり、2つ方法がございます。まさにこれがこの研究所のところにも書いてあるとおりののですが、最先端の研究結果をいかに企業で実用化に結びつけるかというところがございます。研究者は自分の研究そのものが役に立つというので物すごく力が入るものでございますが、さすがにこれは時間がかかります。1年や2年で製品化に結びつく例はほとんどないということだと思います。かつて炭素繊維、液晶テレビのITOに関しましても、産総研の技術が実際に製品になるためには数十年という長い時間がかかりました。こういったものを企業と一緒にやっていく、こういったことが必要でございまして、FREAでも再生可能エネルギーの大量導入を支える研究開発、実証、これも企業と一緒にやって実用化を目指すというところに力を入れています。

もう一つが、FREAで今、復興庁の予算をいただいてやっているこういった事業です。企業がほうが、もうちょっとこの技術を何とかできたらとか、このところを計測できて、お墨つきをもらえれば何とか売れるのだけれどもというような、もうちょっとのところという企業のニーズが多いのは確かでございます。産総研の研究者は専門家ですので、それはここでこういう技術があるとか、こういうはかり方をしたらいいのではないか、この検査の仕方、売るためのせりふみみたいなバックデータ、こういうものをもって、こういう研究と一緒にやっていったらいいのではないかというところと一緒に考えることをやっております。被災地への支援という形でFREAで復興庁の予算をいただいてやっているところです。非常にニーズが大きいので、現在も引きがとまらないという状況だと聞いております。簡単でございますが、よろしいでしょうか。

○早川参事官 中空先生、お願いします。

○中空先生 ありがとうございます。震災があったときに、福島県などに風評被害があって、それを解決していくには、例えば官庁の一つが福島に移るほうがいいのか、企業がどんどん移って行って、そこに就職先ができたほうがいいのか、いろんなことを考えたりしました。その流れでいくと、FREAを移すことによって、シリコンバレーならぬ再生可能エネルギーバレーみたいなものができてくる構想に聞こえるので、大変いいと思っているし、おもしろい観点であると思っています。

いいことだと思うのですが、いささか金額が少ないせいなのか、ちょっとよくわからないのですが、成果として発表していただいた、例えば登録済み特許が7件であるとか、17件・16社において22名の雇用増と聞くと、とても小さいような気がしてならないのですが、それはどうなのでしょう。いま一つ民間のところまでいろんなものが波及していないせいなのか、それとも、11億円ぐらいではこれが精いっぱいということなのか、

これが100億円になれば、もっと200人、2,000人という雇用増を生み出すものになり得るのか、その辺の感触を教えてくださいいただけますか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。正直なところを申し上げますと、私たちは研究の部門しか見ていないので、大きなことを体系立てて御説明することはなかなか難しいのですが、御指摘のありましたとおり、FREAを郡山に建てることによって、再生エネルギーの基地をここに一つつくってどんどん企業を呼び寄せよう、拠点を整備しよう、それが復興の基本方針で平成23年7月に書かれていることでございます。それで筑波に本拠のある産総研の中から再生エネルギー部門を切り出して、ここに本拠地をつくったということでございます。

その後、たくさん呼ぶということなのですが、この研究所があるだけで企業が来るというわけでもございませんので、ほかに立地整備の補助金をつけたり、いろんな施策を組み合わせることで企業を呼び寄せようという取り組みが進んでおります。

今、御指摘の特許が7件とか、22名は少ないのではないかとすることは、そうなのだと思います。ただ、産総研がここで被災地企業への支援を行う、これだけでどれだけ呼べるのかというところが最後に残るのだと思いますが、やはり再生エネルギーのところはどれだけもうかるのか、どれだけ大きな産業になるのかということがございますので、現状を見てみると、産総研のほうでは応募があったものに関してはほとんど採択して支援しているという状況に鑑みますと、予算を2倍にしろ、3倍にしろ、そうしたからといって立地が進むのかというところも多分そんなことはないのではないかと考えております。

○経済産業省担当者 済みません。補足させていただきます。成果なのですけれども、採択件数にも関係してくると思いますが、先ほどお配りした別紙の2つ目で、目標の立て方のところ、産総研の研究者のマンパワーというのも踏まえてやっておりますので、やはり一人の研究者が見られる数も限りがございます。そちらにも関係してくるのかなと考えております。

実際、産総研がいることで、産総研だけでは難しいのですが、その隣に立地している企業が新しく投資したり、そういったこともございます。あと、FREAが建っています郡山の工業団地、郡山市や福島県とより協力してやっていく必要があると考えております。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 御説明ありがとうございます。レビューシートを拝見していると、事業の資金の流れのところ産総研から物品購入費が最も多い費目になっていて、それ以外にも研究施設の修繕・修理とか、いわゆるハードのためにお金を費やしている、そういう印象を受けるわけです。この事業で費やしている施設整備、機器の購入というのは最終的にはどなたの持ち物になるのでしょうか。

○経済産業省担当者 ここで購入するものは、産総研のFREAに設置する機械、FREAの設置した機械を修繕するようなお金でございますので、所有権はFREAのものでございます。

○土居先生 これは29年度の資金の流れですね。今、議論の俎上にのっている事業という

のは平成30年度から衣がえしたと。平成30年度の予算の使われ方もそういう形になるのでしょうか。

○経済産業省担当者 平成30年度に大きく変わったのは、企業単独で申し込んで申請していただくのではなくて、企業がコンソーシアムを組んで応募してもらうというところまでございまして、ほかの構造は同じでございます。産総研がそれらを支援するために産総研で必要な機器を導入したり、企業が外のフィールドで何か調査することが必要なときには一緒に調査するというものでございますので、基本的には産総研に残ります。

○土居先生 そうすると、ハードのものは、このお金を使って民間企業の持ち物になるようなものはないということなのでしょうか。

○経済産業省担当者 基本的にはございません。

○土居先生 そうすると、私の理解しているデマケーションという意味で言うと、復興特会を使って出すお金というのは、むしろ被災地の企業に恩恵が及ぶようなものであって、施設整備とかいうのは、産総研は別に復興期間が終わったからなくなるというわけではないわけですから、基本的には一般会計からのお金で産総研に備えを置いてもらうというデマケーションになっているのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○経済産業省担当者 これが誰に役立つのかという観点では、企業がデータをとったり研究するのに必要な機器を産総研のところに購入して置くということでもございまして、これは産総研のためにやっているのではなくて、企業が必要なデータをとるためですから、そのノウハウ、そこで得た成果は企業が持って帰るということになります。機器は産総研が最後に所有しますが、これは研究とかデータとり一回で終わるのではなくて、こういった再生可能エネルギーの研究というものに関しましては、また同じようなデータをとりたいという企業なども来る、その確率は非常に高いと思っていますので、そこできちんと支援ができるように産総研に残しておくというようなことで進めております。

○土居先生 そうすると、もちろんこの事業は平成30年度から始まったものですが、仮に平成31年度もやるということになったときには、平成30年度に購入した機器を使って31年度に被災地企業に支援することはあり得るということですね。

○経済産業省担当者 同じようなデータをとるときにはその機械を使うのは当然ですので、過去、購入してFREAにある機器は全部必要なときに使うということになっています。もちろん被災地支援のことだけではなくて、ほかの企業から自分の手金でこういうふうなデータをとってほしいという依頼があったときとか、産総研の中でも研究者がどうしてもとりたいというときには、機械を遊ばせておく問題ですので、必要なときには必ず使うという形になります。

○土居先生 そうしていただいたほうがいいとは思いますが、復興財源を使ってという話になると、流用と言ってはちょっと言葉は悪いかもしれませんが、復興目的でないものにも使えるというふうな御説明に聞こえてしまうのですが、その点はいかがでしょう。

○経済産業省担当者 産総研で買うような機械、これは当初の目的がありまして、その目的に100%きっちり使うということが原則です。ただ、使い終わった後、ほかのところでも使う必要が生じた場合には有効活用を図る、これは政府として当然のことだと思いますので、積極的に活用を図るということです。

○経済産業省担当者 ただ、おっしゃったとおり、FREAも復興が終わってあそこからすぐ引き上げるなどということは恐らくありませんので、あそこにいる限り、どういう形にしても、福島を初めとする被災地の企業にいろいろ支援、協力をやっていくことになろうかと思います。それがFREAの一つの使命とっておりますので、そういった形で活用していくということになろうかと思います。

○土居先生 ちなみに、すぐにお答えいただけるならということなのですが、購入した機器や施設はどのぐらいの耐用年数のものが、長いものもあるということなのでしょうか。何年ですかとって、ずばり何年ですと答えられないと思うので、いろんなものがあるから、そんな一から十まで聞くつもりはないのですが、耐用年数の長いものがあると理解してよろしいのでしょうか。

○経済産業省担当者 定かではないのですが、基本的に研究開発に関する施設や機器は4年が基準になっているそうです。

○経済産業省担当者 施設は建物なので、もうちょっと長いのですが、機器は4年です。

○土居先生 施設は長いけれども、機器は4年ぐらいがということですね。わかりました。

○早川参事官 伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 今に関連することで、私がちょっと誤解していたかもしれませんが、この間、現地でお話を聞いていた中での私の認識は、東北にある事業者がいろいろな研究をしていて、産総研の技術力や機器とかを活用することによって一歩踏み込んだ製品化ができるというものが採択されて、製品化になっていくものが出てくる。そのプロセスの中で産総研で何か実験や研究をする、その部分においては事業者側の負担はない。現地で「結果的に全額負担してもらっているのではないですか」という話をしたら、そんなことはないとおっしゃっていたところは、前段で自社で途中まではいろいろな研究をしていく、そこは当然自己負担という理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省担当者 はい、結構です。

○伊藤先生 であるならば、今の土居先生の話ともつながってくるのですが、産総研としてこの事業で研究機器を購入するのは、採択して個々の事業者と話をすることによって購入されるものということになりますね。であれば、一義的にはその事業者の研究のためになる。ただ、別に意地悪な質問をしたいわけではないのですが、資産でいくと産総研に残る仕組みになっているということになりますか。

○経済産業省担当者 そのような理解だと思います。

○伊藤先生 となってくると、もちろん、先ほどの有効活用するという観点で、この後出てくる事業者に対しても使うということは、購入しているものからすると当然だとは思

ます。ただ、そのときに、少なくとも復興目的というふうに考えると、この仕組み自体がかなり限定的になってしまっているのではないかと。今、一瞬とは言わないまでも、その部分を復興予算なのですよと言っているようなことになっていないかと思うのですが。

○経済産業省担当者 済みません。指摘を100%理解できているかどうか定かでないのですが、そもそもFREAの研究所自体が、先ほど申しましたとおり、復興のため、最先端の研究をやっているというのを内外に示すということも復興のため、ここにFREAがあるのだからということでございます。ですから、復興庁からいただいた予算を全面活用してほかの企業を助けるということも、FREAが、そこで活躍している、全国の企業かもしれないですけども、そこに対してサポートしているということが出てくれば、これは郡山の名を上げて福島県の名を上げてということにつながるの、復興につながるということで理解しています。

○伊藤先生 今お話しいただいたところは、私も全くそういう趣旨だなと思いつつもなのですが、では、FREAでやっているものが全て本当に最先端かという質問を現地でもしたときに、当然ながらそうではない。それは何でかという、当然ながら復興目的というもう一つの目的が入るからだと思います。としたときに、事業者側からすると、ある意味ではいい事業だと思いますね。製品化するかしらないのところにおいて、お金は少なくとも持ってくれるのだ、機器を買ってくれるのだということはずごく大きいことだと思います。現地ではその考え方がもしかしたら違ったかなと思っていたのですが、しかも製品化した後の収益については全て事業者側の収益になるということを考えても、ここは何かしらの負担があってもよかったのではないかと。

今後、コンソーシアムでやる段階においても、結果的には個々の事業者のために機器を購入する。でも、こちら側の捉え方をすると、それはほんの1年間の話であって、結果的にその後は恒常的なもので使う。それが筑波でやるような本当の最先端のみというふうに限定できないから、この事業は復興目的だという、この目的と事業スキームがどこかでうまくつながらなくなっていないかとずっと感じているところなのです。

【※公開プロセス終了後に確認】これまでに複数年に渡り支援している事業もあります。

(説明資料P2を参照) また、他の企業から申請のあった類似の技術シーズ支援事業においても活用しており、1年程度に限定的に使用しているわけではありません。)

だからこそ、例えば製品化するというのを考えたときに一部負担をとるという考え方であったり、先ほど土居先生からお話があったような復興事業ではないような捉え方もあり得るのではないかとと思いますが、水かけ論になってしまうかもしれません。

○経済産業省担当者 御指摘ありがとうございます。多分そうなのだと思います。100%持っているところに対しての御指摘だと思いますが、まさにそこが復興をどう考えるのかということに当たるのかと思っております。これだけの被災を受けたところで、かつ予算も永続的にあるということは考えておりません、これもある一定の時間の中での支援ということですので、そこで企業がどれだけ負担するのかということだと思います。

これも現地で説明のあったとおりなのですが、一から十まで産総研が助けて一つの製品をつくり上げるという話ではなくて、企業のほうである程度研究をやって、ある一つの部分でここをちょっと突破できないのだけれども、何とかならないかとか、こういうふうなところまでできているのだけれども、データがとれないとか、そういうものへの支援です。その部分についての復興という観点で今は100%の支援になっているということです。

○早川参事官 短時間で恐れ入りますが、質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、先生方におかれましては、お手元のコメントシートに記入をお願いいたします。なお、記入の終わった先生からシートを回収させていただきますので、お知らせいただければと思います。

それでは、引き続き、御質問のある先生は挙手をお願いいたします。吉村先生、お願いします。

○吉村先生 幾つか質問があります。

まず、1点目、この再生エネルギーの事業は必ずしも被災県のみならず全国的に必要な事業ということは当然だと思います。それを復興特会でやるためにはやはり被災県に対して何かメリットがなくてはならないということは当然だと思いますが、その指標が、比較基準がなかなか見つけづらいということだと思います。

つまり、再生エネルギー自体が新しいものですから、昔、東北にこれだけの事業があって、それが潰れたために産総研を誘致することによってもとの数になったとか、あるいはもとの生産力が回復したというような目に見える数値ですと、確かに復興に役立っているという評価が可能なのですが、こういう事業をすることによってどれだけ本当の意味での被災県の復興につながっているのか、何か具体的な数値があるのかどうかをお聞きしたい。

先ほど雇用人員が22名ふえたということで、22名が多いのか少ないのかというと、金額から見ると22名ぐらいの雇用がふえただけで果たして効果があったと言えるのかどうか、疑問を感じざるを得ないのですが、例えばGDPがどれだけふえたとか、そういう具体的な数値で出るとは可能なのでしょうか。そこをまずお聞きします。

○経済産業省担当者 御指摘ありがとうございます。できれば出したいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、企業誘致したとしても、これが産総研のFREAができた成果なのかということとそんなことは全くなくて、企業の立地政策、県の宣伝とか、いろんなものがまじり合った成果であると思います。その観点で、これを真面目にやろうとすると、まさに産総研がやっているこういった人材育成と企業支援、ここの部分で直接的にどのぐらいの結果が出てくるのかということを出すしかないのかなと思って今の目標になっているというのが現実でございます。

○経済産業省担当者 補足させていただきます。これは再エネの事業、再エネ政策というよりか、福島県の新産業を創出するという強い要望もございまして、復興の観点で、再エネ、新エネを一つの産業として主に福島県に根づかせるという政策として産総研でやって

いるものでございます。

福島県のほうでは、御承知かもしれませんが、再生可能エネルギーで県内の電力必要相当量を100%賄うという目標を立てております。福島県のアクションプランにおいて、例えば再生可能エネルギー関連企業の県への立地を51件以上集積といった目標を立てておりました、先ほど渡辺が申しましたとおり、産総研があるからといって企業が全部が全部来るわけではないと思いますが、今、事業化ということで、107件中17件・16社、事業化しております。もともとやっていたところもありますが、これまで再エネ関連の産業には携わってなくて産総研と一緒に協力してやったことで再エネに参入したという企業もございしますので、そういった形で何らか福島県の目標とか、そういったところとも絡めて、効果をより示していけるように考えていきたいと思っております。

○吉村先生 わかりました。とにかく成果を評価するには何らか数値で出していただくのが一番いいのですが、それは比較の上で多くなったか少なくなったかということなので、比較対象がどうも明確でないために評価しづらいという点があって、そこは我々も悩んでいる点です。再生エネルギーをやっている企業が新しく福島県なり宮城県に移ってきたのが今おっしゃった件数なのでしょうか。

○経済産業省担当者 51件のところですか。済みません。そこは県のほうに確認し切れていないのですけれども。

○吉村先生 つまり、この事業を申請できるのは東北に立地している企業というのですが、工場だけあればいいのですか。それも本店が東北に。

○経済産業省担当者 工場だとか、そういったものがあれば可能です。

○吉村先生 拠点があればですか。

○経済産業省担当者 実際、産総研とやるために、工場や事務所の立地をこれから考えているところもありますので、一つの呼び水にはなっているかと考えております。

○吉村先生 工場が立地すれば、少なくとも機械等の固定資産税が入ってくるということで市町村の税収には貢献しているのだらうと思いますが、受け皿について、全国で再生事業をやりたいという企業はたくさんあるし、そういう技術を持っている一定レベルの企業というのはむしろ全国に多いと思います。それを東北の企業に限定して選定してしまうと、言い方は悪いのですが、適切な企業が選ばれない、効率的でないというようなおそれはないですか。その問題についてどうお考えになるのか。つまり、たくさんの中から選択すれば最適な企業が選択できる。でも、地域的に限定された企業から選択してしまうと、選択肢が少なくなるわけですから、果たして効率的か、つまり適切な企業が選ばれるかどうかというのが問題になる可能性があります。その点について何か対策はあるのでしょうか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。まず、地元との関係で今、半谷のほうから申し上げましたとおり、福島県がこの事業に非常に前向きというか、強い要望をいただいております。県知事の要望のところでもトップのほうに入ってきているという状況です。

なぜかという、県自体も「エネルギー・エージェンシーふくしま」という組織を去年つくって、再生可能エネルギーの企業、関係者を集めて、これを経済復興の核にしようという動きをしているからでございます。今、670団体・個人が入っていると聞いています。こういう取り組みがあるので、産総研のこの事業に関しましても、ことし、事業化というところで「エネルギー・エージェンシーふくしま」と連携をしようとしております。

そうはいつても、福島以外のところでも再生可能エネルギーの有力な企業はたくさんあるのではないかという点、そこもごもっともだと思います。今まで5年間は、産総研の支援を受けたければここに立地してください、被災3県に来てくださいということが前提条件になっておりました。本年度からコンソーシアム形式をとると先ほど申し上げましたが、コンソーシアム形式をとって、例えば水素関係の技術開発をする、製品をつくるというようなコンソーシアムの中で足りない部分がある場合には、県外企業でもコンソーシアムに入れていいということでことしから制度設計をしております。これによって、ほかの部分でも非常に強い技術を持っている企業や、特徴のある企業を巻き込んで、被災地企業との連携をつくるというようなところでやっていけないか、工夫をしておりますが、引き続き、もっと何かできないかを考えていきたいと思っております。

○経済産業省担当者 あと、採択のときに、工場などがまだ福島県や宮城県にないけれども、これから進出する予定が決まっているということは採択可能になっております。ただ、おっしゃるとおり、周知は一応FREAのホームページには出しているのですが、ほかの地域の企業が見ているかというところと恐らくそこまで見ていないというところはあると思います。逆に、そういうところにFREAと一緒に研究をというので、福島や宮城のほうに立地するところが出てくれば、まさに復興というか、工場などが建てば雇用にもつながりますので、どういったところを対象にしていくかということも検討してまいりたいと思っております。

○吉村先生 わかりました。ありがとうございます。

○早川参事官 阿部先生、お願いします。

○阿部先生 こちらも見学させていただいて大変勉強になりました。具体的には、太陽光パネルを活用した融雪機器、地熱あるいは堆肥を利用した暖房や給湯システムとか、東北ならではの需要とニーズというか、市場というか、そういったものが被災3県にあるし、東北全般に事業を展開するという意味ではいいのではないかと思います。

説明していただいて、郡山にFREAができて、そこに近ければ事業化がしやすいということはそうなのだろうと思う一方、被災3県を対象とした振興事業であるということからすると、いただいた資料からは余りにも福島に偏っていないかということで、それはたまたまそうであるのか、予算の制約であるのか、あるいは審査基準の関係であるのかわからない部分はありますが、場合によっては、宮城、岩手の企業向けの宣伝、そういったものも必要ではないかと思うわけです。そういったことを考えて、満遍なくということでもないので、宮城、岩手における事業案件の掘り出し、発掘ということでもどのようなことができるか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○経済産業省担当者 やはり福島県に立地していることがあるので、今こういう結果になっていると聞いております。岩手県、宮城県も宣伝活動はしているのですが、やはり距離があるということと、宣伝活動をしているとはいえ、それが足りなかったことは言えると思いますので、引き続き、宮城県、岩手県ともよく連携して宣伝活動に努めていくということなのかなと思います。

○経済産業省担当者 あと、事前の御説明をしたかもしれないのですが、産総研は北海道から九州まで地域センターがございまして、再エネではないのですが、仙台に東北センターがございまして、そこで企業とのいろいろなつながりといったことをやるコーディネーターもおりますので、そことも今も連携しておりますが、さらに連携して、コーディネーターなどが岩手や宮城のほうに宣伝に行ったり、そういったことも検討してまいりたいと思います。

○早川参事官 恐れ入りますが、コメントシートの記入がお済みでない先生につきましては、記入の上、回収担当の者にお渡しいただければと思います。中空先生、お願いします。

○中空先生 私はほかの先生よりもこの事業にポジティブなのですが、福島に、ヒト・モノ・カネを集めるという意味では非常にいいと思って聞いています。加えて、福島に原子力がありましたので、再生エネルギーということをつければ、福島県そのものの宣伝効果というか、イメージアップにもつながるのではないかと思うので、その意味でもいいと思っています。ただ、いろんな先生方が言われたアウトカムが明示化されていないということは、それはそうなのだと思います。あと、思ったほど効果が見えないのもそうだと思います。

もう一つ、懸念材料というか、どうなるのか疑問なのが、平成32年度に終わるのですが、この後のFREAの姿というのはどうお考えなのか、その姿だけ教えていただけでしょうか。

○経済産業省担当者 32年度で今、事業のレビューシートを書いております。これは復興期間終了ということですので、そこでこの事業は締めるということになるのだろうと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、FREAの目的は2つございます。1つは最先端の研究をする、もう1つは地元支援ということなんです。

最先端の研究をすること、これは引き続き研究していく。全国の再生可能エネルギーの最先端の研究をやっているような民間企業、大学と組んで、まさに最先端の発信基地としてFREAを活用していく。これが1点目です。

もう一つ、被災地への支援という形での復興予算が終わるということは認識しております。ですから、それまでの間、この3年間できっちり被災3県のところで企業が担っていくようなとか、再生可能エネルギーを引っ張っていけるような企業のチームをつくらなければいけないということが今の一番の目標でございますので、それに向けてコンソーシアムで確実な成果が出るようにやっていきたいと思っております。

その後、被災地支援はしないのかということにつきましては、予算はなくなるのですが、

機械は残ります。そこはできる限りの支援を産総研としてやっていくということなのかと思います。ただ、予算がなくなれば規模は縮小せざるを得ない。それは復興期間が終了したということでもどこまで説明がつくのかということで県との関係が決まるのかなと思っております。

○経済産業省担当者 この事業の目指すところの一つとしては、今、企業を支援しておりますが、やはり企業が自立といいますか、今度は逆に産総研にお金を出して一緒に共同研究をやっていく、そういった形に企業が育っていくことも一つの目標にしておりますので、今、集中的に支援を行って、そういった形で出口に出ていける企業を少しでもふやしていくのかなと考えております。

○早川参事官 伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 今のお話ともつながってくるかと思いますが、25年度からこの事業としての総額でいくと57億円とか60億円弱ぐらいということによろしいですか。多分そうですね。現地でお聞きしていたのですが、製品化をしている事業者、企業の売上げが大体年間5億円というお話だったのです。あくまで売上げというお話だったかと思いますが、収益ベースでいくとまた違うと思うのですが、最初の話の繰り返しになって申しわけないのですがけれども、もともと産総研がこれまでやられてきたものは一番川下に近くて製品化できるものであるし、製品化した後のニーズが非常に高いから、企業からしても自分で負担してでもやっていこうということと、少なくともここで見ている50億円投資をして年間5億円の売上げということは、きっとほかとは違う、違って当たり前で、復興目的という違う目的が入っているから、ここまでは私も認識するのですが、ただ、2つの目的、両方をとりにいっている結果として、どちらも効果が限定的になっているというふうにどうしても見えてしまうところがあります。だから、今のお話は32年度以降どちらかの目的、主と従が見えてこない、何となく今は両方、主でやられているような気がしまして、現実には決まっているものでなくてもいいのですが、32年度以降のお考えがあれば教えていただきたいのですが。

○経済産業省担当者 はっきりは決まっていますが、産総研の目的からすると最先端の研究だと思います。

○伊藤先生 ありがとうございます。もう一件、聞き忘れたのですが、きょう、配付していただいている資料の中で特許の件数を書いています。特許の中には企業側が単独で持っているものと産総研と共管で持っているものがあるとお聞きしたのですが、18件のうち、今すぐわかりますか。

○経済産業省担当者 産総研と共管で持っているのは2件のみです。

○伊藤先生 そうなのですね。共管のものは、実際そういう事例があるかどうかは別ですが、仮に何か特許による収益が入ったときには折半なり案分するということになっているのでしょうか。

○経済産業省担当者 産総研が持つことは、そういうことが想定されていると思います。

○伊藤先生 最後は意見になりますが、やはり先ほど来の、少なくとも機器を買ってもらって、さらに利用がただになっているところ、そして製品化した後、特許を取られたときの特許料を含めて事業者側に入るところのこのスキームをそもそも32年度以降続けるのは非常に難しい。かなりスペックの高いサポートをされていたのではないかと、これは私の意見として申し上げたいと思います。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 中空委員の御質問というのか、先ほどの話に戻って、企業を支援するということではあるのですが、産総研として被災地だけにとということ、この事業はもちろん被災地だけなのですけれども、全くきょうの議論の対象となっていない予算で産総研としてある地域に限定しながら産業集積を促しつつ共同研究するとか、いろんな協力関係を構築していくというような取り組みはこれまでもなされているのでしょうか。

○経済産業省担当者 産総研はそれぞれの地域に地域センターがございまして、そこは立地している県といい関係をつくって、県によっては産総研にお金を出してくれて、県の企業を支援するために産総研と共同で事業をするというようなスキームをつくっている県などもございます。そういったところへの支援という形で産総研と一緒に共同研究をやっている例は結構あります。

○土居先生 そうすると、話はこの事業に戻るのですが、この事業のベースになっているアイデアというのは、産総研がほかの地域にも展開していたようなやり方をFREAにもやってもらおうというようなことで出てきた、そういうルーツ、ないしは予算要求するときの事業としてどういうふうに企画するかというようなところで、産総研がほかの地域でもやっていたようなスキームをFREAでも再生可能エネルギーの話にして予算を要求してみよう、こういうアイデアはあったのですか。

○経済産業省担当者 御質問をはっきり理解できているかどうかはわかりませんが、もともと産総研の研究者は最先端の研究をするだけではなくて、企業や大学から共同研究を持ち込まれたら共同研究するということが使命となっております。ただ、そのお金の出どころは向こうから、企業から持ってきてもらうのがメインです。

繰り返しになりますが、FREA自体は、復興の基本方針ということで復興対策がまず政策としてありましたので、産総研のほうからここにつくって支援するというものではないです。政府の方針としてここにFREAをつくってというか、移管して、ここを再生可能エネルギーのメッカにしようということがあったものでございます。

○経済産業省担当者 渡辺のほうからも申しましたが、地域センターがございましてけれども、そこにお金は行っていますが、それはあくまで運営費であって、どこか特定の地域に産総研の交付金を出して支援しているといったことはこれまでございません。復興という観点で、これ以前もこれ以後も恐らくないと思われませんが、こういったことをやっております。交付金は、基本的には企業に対するというよりかは、ざっくりと分けるとどちらかというと基礎的な研究といいますか、次のシーズという形で研究者が自由に使うような研

究のほうに使っておりまして、企業とやるときは通常は企業のお金をいただいたり外部資金をとってきて一緒に活動するというような形になります。

○早川参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 産総研は国立研究開発法人ですね。産総研だけではなくて、そういうところは社会実装していくことになり、今後、独法制度が少し改革されたというふうに理解しております、今の再生可能エネルギーの研究所がそういう方向に向かっているという意味では非常に高く評価します。

ただ、事業化というのは短期的にできるものもないわけではないけれども、相当時間がかかります。もう一つは、研究しながら製品化し、製品化しながらまた研究していく、常に行ったり来たりしなければいけないということになりますと、復興期間と事業期間との整合性、復興期間が終わって予算がなくなったから、知りませんとおっしゃっていませんけれども、そういうことでいいのか。せっかく芽が出てきたのが途中でだめになってしまうという可能性もないわけではないので、そういうのはよく見ていただきながら、支援すべきは支援するし、あと、研究の内容なり事業の内容だと思います。ぜひ継続できるものについてはしていただきたいという感じはしております。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

○早川参事官 ただいまコメント案、集計作業の最終的などころをやっておりますが、そのほか、引き続き、御質問等あればよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○榎谷先生 もう一遍よろしいでしょうか。

○早川参事官 榎谷先生、よろしくお願ひします。

○榎谷先生 視察させていただいたときに何人かの企業の方々とお話をして、そこまで突っ込んだ話はできなかったのですが、彼らのニーズというのは、それ以外にいっぱいあると思ひますけれども、大体2~3年で終わるといふものなのですか。事業化という意味では、非常に時間がかかりそうなものの中にはあります。私、プロではありませんのでわかりませんが、何となくまだ試作品の前のものでできたみたいなどころが感じられたので、相当かかるかなという感じがしました。あそこで見せていただいて、なかなかおもしろいアイデアだし、おもしろいなというふうに見たのですが、事業化で「エネルギー・エージェンシーふくしま」に持って行って、果たしてそこで「はい、御苦労さんでした」で済むのかどうか、その辺はどうお考えですか。例えば3つか4つかありましたね、あれを見た上で。

○経済産業省担当者 正直なところを申し上げますと事業化にはやはり時間がかかります。ただ、今は復興期間というのが決まっていますので、そこまででできるものが企業のほうから持ち込まれているという面も多分にあるのだと思ひます。企業のほうは、もっと時間がかかって、根本的にはこういうことをやりたいというのはみんな持っていますので、ここにFREAができた、かつこのスキームを使って研究者ともいい関係ができた、福島県も「エネルギー・エージェンシーふくしま」を通じて大きなバックアップをしている、こういっ

た枠の中でどんなことができるのか、どこと組むのか、そういった議論がまさに今、始まっているということでございます。

○樫谷先生 本当の意味の事業化あるいは社会実装するために、今後の議論を今からしっかりしていただくことがいいのかなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 今のお話の関連なのですが、私も一研究者で、私の研究にはいろいろな形で資金的に御支援をいただいているという立場からすると、お金を出してもらえるには、当然期限があって、未来永劫出し続けてもらえる約束などは通常まずあり得ない。この予算は復興財源なので、復興期間という期限があるということなのですが、仮に復興期間ということにこだわらなければ、平成32年度までだと前もって言われている資金を今、獲得している、こういうことだと思います。

もちろん、物事の考え方は樫谷委員がおっしゃるような長い目で見て考えなければいけないというのにはありますが、そういうのになじむものもあれば、逆に割り切りで、本当は長く続けたいけれども、平成32年度の後はそのときにまた、もちろん事前準備は要るけれども、別途のお金を何とか獲得してでもやり続けられないものだろうかとか、そういうのはむしろ御省というよりは産総研ないしはFREAの現場の人たちも真剣に考えていただかなければいけない。極端に言えば、国からお金が来ないということでお金の切れ目が縁の切れ目みたいな話になってはいけないので、福島県にお願いして、何とか引き続きその部分の一部のお金は出してもらえないかとか、寄附をお願いするとか、いろんなファンドレイジングの方法はあって、そういうところは御省ということばかりではなくて、FREAの方々にも柔軟にファンドレイジングの可能性をこれから引き続き模索していただくということで、これを継続するというのであれば継続することもあり得るのではないのかと思います。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。私の説明が悪かったと思いますが、金の切れ目が縁の切れ目で、さようならということは全く考えておりません。今は復興の目的でやっているということで、32年度までに復興の目的である一定の成果まで持ち上げるというところに今、全力を注いでいる。その後は企業との関係もありますが、地域振興にこれがはまるのか、それから、再生エネルギーを中心としたエネルギー政策の中で持ち上げたものは全国的なレベルから見てもサポートするに値するのか、そういった政策判断というのは別のところで出てくるのだと思います。いずれにしても、繰り返しになりますが、今は復興という目的から32年度まででできるところまで持ち上げるというところに力を入れているということでございます。

○樫谷先生 今、土居先生がおっしゃった、御説明いただいたとおりなのですが、結局、目ききが必要なので、産総研だけではないのしょうけれども、センターの方も含めて、目ききの人をどう集めていくかですね。目ききをして、仕分けをしていく。突っ込み過ぎてもいけないし、かといって縁の切れ目というわけでもいけないし、それは目ききして、

これはもっと支援すべきものなのか、それともこの辺で打ち切ったほうがいいのか、また違うファンドに持っていったほうがいいのか、どちらが事業化に向けて物事が進んでいくのかという観点、産総研の方はあると思いますが、目利きをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○早川参事官 それでは、取りまとめ、コメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願ひいたします。

○阿部先生 評価結果は「廃止」がゼロ、「抜本的改善」が2名、「一部改善」が3名、「現状どおり」が1名でありました。

主なコメントです。

実施された支援事業の大手が福島県所在企業に集中している状況に鑑み、他の被災県(宮城、岩手)の事業振興にもFREAを活用できる仕組みについて検討されたい。

2番目、事業化に至るまでには一定の期間と継続的な予算の投入が必要と考えるが、復興期間と事業化に至るまでの期間との関連で考えると、復興期間終了後どのような体制をつくるべきか検討されたい。

3番目、県の機関に事業化支援を委託しているとのことであるが、事業化支援中にもまた研究が必要となることも多いので、研究機関としても長期的な対応が必要と考える。

4番目、産総研の所有となる施設整備や機器は、被災地企業への支援以外にも用いることができるものだから、復興財源でなく一般会計で投入し、被災地企業への支援に係る支出、つまり人件費や消耗品費など資産化されない費用にのみ復興財源を充てるべき。FREAが福島県にあるから、FREAに費やされる支出は全て復興目的というのは強弁で、理解できない。

5番目、復興事業ではあるが、そのために購入した機器の便益を受ける被災県企業は1年程度と限定的、他方、採択された企業はFREAで機器を購入してもらった上で、利用料は無料、5年間で57億円の事業費を使って製品化されている売り上げは5億円程度、このような状況から考えると、最先端の研究と復興支援の2つの目的の両方を実現しようとした結果、どちらの効果も限定的になっているのではないか。

6番目、この事業成果が被災地、東北地方の復興または振興に資することを明確にできる具体的指標の設定方法を検討していただきたい。福島県に産総研が立地しているという心理的効果だけでは不十分の印象を免れない。

最後に、福島にヒト・モノ・カネを集めるという意味で、国がリーダーシップをとってFREAを誘導したことは正しい政策で意義があると考えます。ただし、現段階の取り組みと成果は限定されているため、アウトカムを明示化し、目標設定をする必要はある。さらに、出口として次にいかにバトンタッチできるかも重要な論点になる。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としては「事業内容の一部改善」です。

取りまとめコメントとしましては、3点あります。

1点目、復興に資することを明確にできるアウトカムの設定を検討されたい。

2点目、復興期間終了後にどのような体制をとるべきか検討されたい。

3点目、復興財源と一般会計での経費の分担について検討されたい。

以上のとおり考えていますが、先生方のほうで御意見等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、取りまとめの結果としたいと思います。ありがとうございました。

○早川参事官 結論を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

続きまして、次の事業でございます「東日本大震災農業生産対策交付金」の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえに少しお時間をいただきますので、16時から再開とさせていただきます。

(経済産業省関係者退室)

(休憩)

(農林水産省関係者入室)

○早川参事官 それでは、予定の時刻よりも多少早うございますが、皆様おそろいでございますので、「東日本大震災農業生産対策交付金」の議論に入らせていただきます。

最初に、事業所管部局でございます農林水産省から事業概要の説明をお願いいたします。

○農林水産省担当者 農林水産省でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災農業生産対策交付金でございますが、東日本大震災からの農業生産の復興に向けまして、被災地の生産力を回復する取り組み、農畜産物の販売力の回復に向けた取り組みを支援しているものでございます。

内容的には大きく分けて整備事業と推進事業がございます。整備事業につきましては、被災を受けた生産関連施設の復旧に向けた取り組みを支援するものでございます。推進事業につきましては、被害を受けた農業機械などにつきまして導入を図る、あるいは放射性物質などの吸収抑制対策を支援するものでございます。

本事業につきましては、論点として3点示していただいております。3点につきましてあらかじめ資料をお配りしておりますので、それに基づきまして御説明したいと思います。

1点目は、不用額の発生ということで「要望を適切に反映した予算となっているか」という点につきまして、論点の一つとして示していただいております。これにつきましては、例年、今ごろでございますが、復興庁から被災の自治体に対しまして要望調査を行っていただきまして、その自治体から要望された案件につきまして、可能な限り予算要求に反映してきたということでございます。実際の事業実施に向けましては、農地の復旧の遅れなど農業者の責任によらない事由によりまして営農再開が遅れるようなこと、事業実施に当たりまして、事業内容を精査する中で要件を満たさないことが分かって取り下げとなるよ

うなこと、要望した案件につきまして、資金繰りなどの面で実際の申請には至らなかったことで不用が発生しているということでございます。これにつきましては、1年前の要望調査ということで、精度ということでなかなか難しい面がございますが、ヒアリングなどをしっかりやらせていただきたいと考えております。

また、2点目の論点につきましては「復興の進展に沿った適切なメニューの設定を行っているか」でございます。本事業は被災翌年の平成23年から実施しておりますが、当初の年には放射性吸収抑制技術の実証、あるいは被害に遭わなかった農業機械を農業者間で調整して使用するという農業機械の貸し借りの調整、といったメニューがございましたけれども、復興が進展するに伴いまして、そうした技術実証で得られた成果をもとに実際に吸収抑制対策を現場でやる、あるいは新たに農業機械を導入したいという農家に対しては導入に向けた支援をするということで、毎年、メニューの追加、廃止、あるいは要件、対象地区の見直しといったものを継続的に実施してきているところでございます。

3点目の論点としましては「アウトカムの設定は適正か」という論点をいただいております。これにつきましては、この事業ではアウトカムとしまして2つ設定しております。1つは、放射性物質の基準値超過農産物が生産された市町村の割合をゼロにするということ、もう1つは被災地域の水稲の収量を震災前の水準まで回復させるということでございます。特に水稲の収量を被災前の水準に回復させるということにつきましては、生産数量目標の減少もございまして、生産数量自体が毎年右肩下がりで下降線をたどっているということもございまして、適切なアウトカムの見直しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○早川参事官 ただいま事業概要の説明があり、論点ごとに言及いただきましたが、お手元の論点シートに記載しておりますとおり、繰り返しになって恐縮ですが、論点といたしましては「対象地域からの要望を適切に反映した予算となっているか」「復興の進展に沿った適切なメニューの設定を行っているか」「この事業によって、どの程度生産量が回復したのか。アウトカムの設定は適切か」といった点でございます。

それでは、早速でございますが、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問等のある先生は挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。土居先生、お願いします。

○土居先生 御説明ありがとうございます。今、御説明のあったところで、アウトカムの話が出まして、特に震災前の水稲の収量については、生産数量目標の減少がそもそもあるということで別のアウトカムにするというようなニュアンスだったと思いますが、今、何か検討されているもの、候補としてこれにかわるものを何かお考えでしょうか。

○農林水産省担当者 お配りした資料にも少しお示ししておりますが、被災3県、岩手、宮城、福島の水田の7割が水田ということもございまして、その当時は水稲の生産量を目標にするのが適切だろうということで設定したわけですが、米の消費量の減少が非常に大きいということもございまして、今のところ、野菜の収量の回復ぐあい、

3県ともいまだに野菜の生産量は平成22年の震災前には至っていないわけですが、生産数量目標といったものとは関係がございませんので、こういったものが新たなアウトカムの目標として設定できないか、検討しているところでございます。

○土居先生 そういたしますと、この交付金の交付対象者、交付先の対応関係、つまり野菜の収量をアウトカム目標にするということであれば、この交付金のそれなりに大きな部分が野菜農家に関連する相手先になっているということが必要になってくると思いますが、その交付先との対応関係というのはいかがでしょうか。

○農林水産省担当者 この事業の交付先はもちろん米農家もございまして、あるいは畜産農家もございまして。また、野菜、果物、いろんな農家がございまして。おっしゃるとおり、一部の農家、あるいはまた野菜の収量を県別に見ますと、被災していない沿岸地域以外の野菜の生産量も入っておりますので、対応関係としては1対1とはなっていないという問題点はあるかと思っております。

○土居先生 3県という県単位、ないしは3県の合計みたいなものがアウトカム指標になるということだとすると、もう少し市町村で区切って対象地域を絞った形での収量というのは統計がとれそうですか。

○農林水産省担当者 全市町村でとれるかどうかという問題もございまして、委員の御指摘は大変よくわかりますので、検討させていただきたいと思っております。

○早川参事官 中空先生、お願いします。

○中空先生 勉強会のときにも教えていただいたのですが、もう一回お願いしたいと思っていることは執行率の低さです。そのとき御説明いただいたのが、入札等々あって2次募集や再募集をかけないと、制度上そういうふうな仕組みになっているという話だったのですが、単純に予算額を減らすと執行率が上がって見えるということになるのでしょうか。そこをもう一回御説明いただければでしょうか。

○農林水産省担当者 執行率が悪い理由は主に2つあると思っております。1年前に要望して手を挙げたけれども、実際に予算化されて募集がかかったときには様々な理由で手が挙がらなかったことがあるということ、もう一点は、先生がおっしゃったように、手を挙げて応募してしっかりお金もついたのでけれども、入札して業者を選定したところ、当初予定されていた予算よりも少ないお金で事業ができることが分かったので、その分が残余となったということ、2点あると思っております。

後者の方は全ての事業について同じようなことがあると思っております。復興以外の通常の対策でも、予算化して採択した後に入札したところ、予定よりも安くできたというようなことで残余が出てしまったということがございます。復興事業以外の事業ですと、そういう残余を半年後ぐらいに集めまして、もう一回募集して、できるだけ予算を余さず有効に使えるようにという工夫もしているところでございますが、この事業は復興事業で被災農業者しか事業の実施主体になれないということもございまして、2次募集してもなかなか手が挙がらないということもありまして、残余が出ております。

前者につきましては、1年前に要望調査をするということなのですが、通常の事業ですと、出てきた要望を全て予算化するという事はあり得なくて、事業で全部を採択しなくてもいいということですので、ある程度の割合を見込んで予算化する。手が挙がった人のうちの何割かを事業採択するという事で納得していただくわけですが、災害復興の場合は、要件に合っていられればできるだけ多く採択したいということで、1年前に手が挙がった方々の要望についてほぼ全て予算化できるように我々は努力しております。

ただ一方で、1年のうちで様々な事情で本来申請する予定だった方がされないということがございます。我々が調べたところによると、一つは、農地の整備が遅れて営農が再開できなかったという方、事業内容を精査していくうちに要件に当てはまらないということが分かった方、金融機関から自己負担分を調達しようと予定されていたけれども、資金調達ができなくて申請できなかったといういろいろな理由がありまして、残余が出ているということだと思っています。

○中空先生 それを見越して金額を減らすことはできないのですか。

○農林水産省担当者 通常の復興事業以外の事業ですと、もちろんそういうふうに行っているわけですが、復興事業の場合は、要件に合っていって申請が上がってきた方はできるだけ多く採択したいということで、そこに割合を掛けて残予算を見込むということがやりづらい事業だという事情がございます。

○早川参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 先日の宮城県のほうの視察、ありがとうございます。本当に熱心におやりになっていて、すばらしいと思いましたが、あの中で、先ほどおっしゃったとおり、復興復旧事業ですので、きれいに整地をして大規模化しておりますね。いろんな装置、機械も補助されたと伺って、努力の結果だと思えますけれども、順調に何とかやっておりますというお話だったと思います。また、6次化についても少しお考えになっていることなのですが、大規模化することによって収益性やコストという観点で見るということはあまりないのですか。

例えば、あれだけやったためにコストが相当下がったとか、例えば米は減反政策で少し減らしているということなのですが、それにしても効率的においしい米をつくらなければいけない、コストを安くしなければいけないという観点から見たら、大規模化するとか、しっかりした装置をつけるというのはいいことだと思っておりますが、その結果、本当にコストが下がってきているのか、収益性が改善されているのか、そのような観点で見るとはあまりないのでしょうか。

○農林水産省担当者 被災地だけということではなくて、私どもの統計で見ましても、水稲作の農業は規模が大きくなればなるほどコストが下がっていくという傾向がございます。もちろん一定の壁がございます、例えば機械が1セットでできるところで一回壁があります。あるいは雇用を入れないと家族経営規模ではできないところで少し踊り場がございますが、基本的には規模拡大の効果というのは水稲作は大きく出る作物でございます。

○樫谷先生　そういうもののデータをとっているのではないのですね。

○農林水産省担当者　日本全体ではございます。

○樫谷先生　補助したところにそうなっているかどうか、熱心だから多分そうなっているとは思いますが。借入れもあって資金繰りは苦しい、資金繰りと収益性とは必ずしもイコールではないので違うかもわかりませんが、お話を聞いていて、ではどういうふうに改善されていって、収益性はどうなのか、大規模化というか、中規模化になるかも分かりませんが、中規模的にやられていて採算性が合っているならああいうやり方というのは、あそこだけではなくて他にも同じですので、おもしろいかなと思ったのです。あの規模のところはどれぐらい投資をして、どれぐらい採算が合ったのかというふうに、会計士でございまして、そういうことを感じまして、もしそのデータがあるならば参考になるのかなと思った次第です。

○農林水産省担当者　事業としましては、事業を実施した翌々年度にどの程度生産量を回復したのか、販売額を回復したのか、被災前のレベルに回復するというのを成果目標としておりますので、1件1件につきまして達成したかどうかというのは報告をいただくこととしておりますが、実際のコストや売り上げについては網羅的にはございません。先生がおっしゃるように、事例的にいろいろお願いすると作っていただけたところもあるかと思いますが、事業を実施した地区全体についてそういうデータは持ち合わせていないということです。

○樫谷先生　全体でなくても個々でもいいと思います。データを取っていただいて、それを集計すれば全体になります。ああいう大規模化、中規模化というのは一つのモデルだと思いますので、規模を大きくすれば生産量が増えることは事実なのですが、コストもそれ以上に増えるということもやり方によってはあるので、その辺をどういうふうにコントロールされたのかなと思ひまして、もしデータがあれば。

○早川参事官　伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生　これは事前に聞いておかなければいけないことだったのですが、今回の23年度からやっている補助を受けた件数は今、分かるのでしょうか。聞こうと思って忘れていました。すみません。

○農林水産省担当者　24年からさかのぼってというのは今、手元にございません。

○伊藤先生　数字まではあれなのですが、お聞きしたかったのは、実際、補助している件数と補助の対象になり得る団体がどれぐらいの差なのかが知りたかったのです。この間のイーストカントリーさんのように、復興しようと思った農業者はみんな補助金をもらっているのか、もらっていないのかを知りたかったのですが、いかがでしょうか。雰囲気でもいいのです。

○農林水産省担当者　毎年、件数的には100件から200件ぐらい採択しています。津波の被害に遭ったところは離農される方も結構いらっしゃって、イーストカントリーさんのように、近所の離農された方も引き受けて、残った方が規模拡大しながらというケースが割と

多いものですから、被災された農家の方に比べると支援している方というのは割と少ないかもしれませんが、面積のカバー率でいくとそれなりにカバーしているのではないかと思っております。

○伊藤先生 最初に土居先生からお話があった、この補助金の成果をどうやって見るかの一つが今の話にもなるかと思うのですが、この補助金を受けて、今のまさにカバー率、カバーしている農地での収量がどのぐらいになっていて、同じ被災3県の中でも明確に被害を受けていないと対象になっていないと思いますので、受けていない農地での収量の変化というものは成果としてはかなり見えてくるのではないかと思います。本当は事前にお聞きしておけば良かったかと思うのですが、これは一つの指標になるかと思います。

あわせて、今回いただいている追加的な資料の中の収量の推移で全国の合計との比較をしてみると、全国でいくと22年から28年の6年間の減少幅が5%で、東北3県は14%減っています。これを見ると、やはり減少幅が大きいですし、同じ話になりますが、全国のシェアでいっても22年度の14%が28年度は12%ですので、指標のとり方でいくとこの2つがあるのかなと思います。先ほどのこの補助金がかバーしているところとしていないところ、もう一つは、被災前の状況は全国の趨勢があるので、少なくとも全国のシェアを14%に戻すことというところは指標としては成り立つのかなと感じました。これが1点目です。

それと、この間、現地でお話を伺った中で、イーストカントリーさんはハードでいくと被災前にある程度、形では戻っているけれども、ソフトの部分が全く、ソフトの何かというと、例えば10年後の経営目標が立てられる状況に全くない。例えば雇用をどれぐらいするのか、今、72ヘクタールある農地の中でどれぐらいの収量をとっていくのかということところがまだまだ目標として立てられない。その一番大きな要因が債務だというお話があったかと思います。借金が今、4,800万円ぐらい、年間800万円ぐらい返しているという状況の中で、10年後をなかなか見通すことができないというお話だったかと思います。これはあそこだけではなくてどこも同じような状況ではないか。その中で、既に利子補給の事業、近代化資金とかいろいろあるかと思いますが、復興事業の中で利子補給やリース、融資というものは別事業であるのでしょうか。

○農林水産省担当者 まず、指標につきましては、貴重な御示唆をいただきまして、踏まえて検討したいと思います。どこまで数字がとれるかというのもございますので、御示唆を踏まえて検討したいと思います。

それから、イーストカントリーさんは、外見上はもとに戻ったけれども、被害に遭った分のローンもありますし、今回も自己負担があつて、借金が残ってしまっているというお話がございました。この事業は通常対策と同じでございまして、国の補助率は2分の1でございまして、県や市町村がそこに上乗せをすることができる。県や市町村が上乗せした分につきましては、最大95%が復興特会で県や市町村に戻ってくるということもございまして、イーストカントリーさんも自己負担は2分の1よりも小さい額で実施していただいております。復興期間中はこういうことが少し要るかなと思っております。

おっしゃるとおり、いろんな支援措置がございます。利子補給もございますので、申し訳ないのですが、イーストカントリーさんがどこから自己負担分を借りられて、そういう制度を使われているのかというのは把握しておりません。把握して、もし使われていなかったら、こういうのがありますというのも御紹介させていただきたいと思います。

○伊藤先生 今日、これは3事業目ですが、3つとも、復興期間終了後どうやって出口を考えていくかということは共通するかと思います。この事業においては、この後、ソフトをどうやって復興していくかという観点が必要になってくるとお話を聞いて感じました。

それと、通常の近代化資金や利子補給の事業はどちらかというと認定農業者であったり、これも事前にお聞きすれば良かったのですが、今回のこの事業の対象になっている農業者と一般事業の対象者はかぶらないところがあるのではないかと思います。こちらの事業はあくまでも被災した農地ということになるかと思っておりますので、そう考えたときに、この後、対象にならないところを一般事業の中でどれだけ広げられるのか、もしくは広げられないのかというところは今から考えておく必要があると感じます。これは意見として申し上げたいと思います。

○早川参事官 短時間で大変恐縮でございますが、質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、先生方におかれましては、お手元のコメントシートに記入をお願いいたします。記入の終わった先生からシートを回収させていただきますので、お知らせいただければと思います。

それでは、引き続き、御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。吉村先生、お願いいたします。

○吉村先生 事前の勉強会でも聞いたところですが、本事業、交付金の成果目標としては、放射性物質の基準値超過、割合ゼロというのと、収量の回復ということで、収量の回復は確かによく見えるのですが、前にも指摘させていただいたとおり、放射線の場合にはいろんな要素があって放射線が減少していく。つまり、時間の経過によっても減少していくわけですね。しかも、放射線対策として何をやっているかという、線量計といいますが、計測器の配布事業だということを聞いたのですが、そうでもないのですか。もしそうだとしたら、そもそも早くしなければ検出量ゼロだろうというような皮肉なイメージを持ったのです。どういう割合になっているか。この2つの目標を挙げられているのだったら、予算のうち、放射線対策に使われた金額と収量回復のために使われた金額、もちろん両者、重複するものもあるかと思いますが、その割合というのは分かりますか。あるいは金額でも結構です。それをまず質問させていただきます。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。この事業は、主にはセシウムと拮抗性があるって施用することによってセシウムの吸収が抑えられると言われておりますカリウムを土壤にまいてすき込む、そのための追加的な経費を支援しております。放射性レベルが高いところは環境省によります除染作業が行われるわけですが、除染後も放射性セシウムは一定程度土壤に残るということですので、この事業でカリウムを施用するこ

とで放射性物質の基準値超過を低減しているところでございます。2年連続で放射性物質が検出されなかったら、この事業からは卒業していただく。カリウム施用なので、毎年毎年、永遠にやり続けられることもあるのですが、貴重な税金ですので、2年連続で放射性物質が全く検出されなかった場合は対象にしないということにしております。

アウトカムの設定ということですが、これはゼロなので、余り関係ないのではないかとされるとそういうことなのですが、一応この事業でカリウムを施用していただいた市町村の数を分母にして、この事業をやった市町村の数ということなので、分子がゼロでなければ、そこはこの事業をやっていない市町村とは切り離しております、事業の効果として見るにはそれなりに意味があるものだろうと思っておりますが、基準値超過割合がゼロなので、事業効果は見えづらいかもかもしれません。

それから、予算額につきましては、今、正確な数字は持っておりませんが、やはり施設物や機械物が額としては大きいということでございます。

○吉村先生 つまり、収量回復のほうに重点を置いているということですか。

○農林水産省担当者 はい。

○吉村先生 成果目標としてどうしてこの2つを挙げられたのかというのをまず疑問に感じております。収量回復は本当に説得力があるということで合理性がありますが、放射線対策以外にも挙げるべき目標というのはなかったのだろうか、そういう疑問を感じるのですけれども、そこはいかがなのでしょう。

○農林水産省担当者 この事業の目的は大きく3つあると思っております。1つは、被害に遭った施設を回復する。もう1つは、機械、農業用のハウス、そういうものを回復する。この2つはいずれも生産量の回復に直結するものだと思っておりますが、2つを除いてしまうと、それ以外で大きいのはやはり放射性物質の問題が残るということで、この2つをアウトカムとして設定させていただきました。

○吉村先生 分かりました。どうもありがとうございます。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 今の吉村委員の質問に関連するところで、今日お配りしていただいたもののうちの2枚目、支援メニューの見直しの資料です。支援メニューの見直しの中で平成30年度のところに矢印があって、そこに「30年度から営農再開地を全国から17都県に限定」と書いてあるのは、放射性物質のメニューだけではなくて全てのメニューがそうということなのですか。

○農林水産省担当者 そうでございます。これまでは被災県から、例えば北海道や九州へ移住されて、そこで営農を再開したいという農家の方にハウスの支援や機械の支援、そういうものをやってきたのですが、最近は、被災県から遠くの県に移住して営農を再開されるという要望が少なくなってまいりましたので、被災を受けた17都県に限定して、放射性物質以外のメニューも全て17都県に限定して実施したいと思っております。

○土居先生 ちなみに、放射性物質影響緩和対策については、そんなに全国津々浦々まで

放射性物質が飛散したわけではないので、地域が限定されていると思いますが、基本的には被災県だと理解してよろしいのでしょうか。

○農林水産省担当者 失礼しました。マックス17都県ということでして、実は事業のメニューごとに対象となる県を細かく指定しております。放射性物質の吸収抑制対策はもう少しエリアを絞って実施しております。

○農林水産省担当者 放射性物質の関係のメニューですが、原子力災害対策本部が指定しています検査対象の実施県となっています。

○土居先生 それで交付を受けた市町村がさっきの指標の分母にある、こういうことですね。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおりです。

○早川参事官 阿部先生、お願いします。

○阿部先生 不用額の議論に戻ってしまうのですけれども、今回、資料を出していただいて、不用額発生の主な要因として①の農業者の責めによらない事由、これはしようがないように思いますが、②にあります精査段階での要件を満たさなかった件、あるいは実際の申請に至らなかった部分を減らしていくことが必要と考えております。

基本的に、被災自治体から要望された案件は可能な限り取り上げていく、これはすごくいいことだと思いますが、自治体が枠取りみたいな形で、とりあえず枠を押さえにいこうというような形のモラルハザードが起きていないかどうかというところが懸念材料としてございます。毎年6月に予算額を集計する段階で自治体サイドでももう少しきめの細かい審査、窓口対応するとか、あるいは国側でもある程度のソートアウトをして実現可能性が割と高いものを取り上げていくというような形で、税金の使い道として、被災者のためだから枠を全部とってという形にあまりならないような、これからもそういった尽力はされていくと思いますが、そのような対応をお願いしたいと考えました。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおりでございますが、大変遅まきながらでございますが、今年度から、被災県の要望内容につきまして、東北農政局あるいは関東農政局で県の担当者からヒアリングしまして、実施要領にちゃんと合っているかどうか、中身をお聞かせいただければ、その場で判断できることとございますし、また、資金計画がしっかりしているかどうかも含めてヒアリングしまして、確度の高い要望を予算化していくような努力をしていきたいと思っております。

○早川参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 強い農業づくり交付金のペーパーのところに優先枠の設定ということで、積極的に支援しますということていろんなことが書いてあって、②や④では園芸の話だとか書いてあります。例えば、米をお作りになっていたところは米を作るというのがやりたいことだと思いますが、それに限らず、もっとニーズのあるものに転換する交付金だと思うのですけれども、転換すればもっと補助率が上がる、そういう政策を考えていらっしゃることはないのですね。

○農林水産省担当者 これは通常対策でございますが、補助率を変えるというのはなかなか難しく、過去とのバランスもございますので、強い農業づくり交付金では優先的に採択させていただくというようなことでさらに奨励しているところでございます。

○樫谷先生 この前の視察あるいはヒアリングのときに感じたことですが、米は基本ですので、さらに米を効率的につくるというのはすばらしいことだと思いますけれども、むしろもっとニーズがあるところに、減反するようなものではなくて、もっと転換することを促進していくために何かインセンティブをつけなければいけないのかなと感じました。震災に乗じてというのは変な話ですが、それを機会にもっと違うものを作りたいとか、仙台という立地とか、立地の問題がありますから、一概に何がいいかというのはなかなか難しいのですけれども、そういう誘導するような政策は農水省としては今まではあまりやっていなかったのですか。

○農林水産省担当者 米を日本人は食べなくなってまいりましたから、これまでも生産調整という形で米からほかの作物へ誘導ということをやってまいりましたけれども、特に野菜などには力を入れて、これは被災地だけということではございませんが、そういうことをやっております。

○樫谷先生 補助率を上げるとか下げる、そういう話ではなくて、それに対してより積極的に交付金等を出す、こういう話ですね。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおりです。

○樫谷先生 それは被災地も同じなのですか。

○農林水産省担当者 被災地はこの強い農業づくり交付金に応募していただくこともできますが、東日本のスキームの中では特に野菜にインセンティブを与えているということではございません。

○樫谷先生 ないのですね。ある意味ではゼロになってしまったわけですから、転換しやすいと言えればしやすいような気もしないでもないのですが、今まではそういう組み合わせは御検討されたことはないということですね。

○農林水産省担当者 ただ、今、農地の復旧事業を被災地でやっておりますが、水田の下には塩化ビニールの穴あきのパイプを敷きまして、排水ができるようにしております。これで水稻を作ることできますし、水稻以外の畑作物、野菜等も作ることができるよう、水田の汎用化ということを前提にした水田の復旧をしております。

○樫谷先生 転換しやすいようにしているということですね。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおりです。

○樫谷先生 インセンティブというわけではないけれども、しやすいようにしているということですね。

○早川参事官 恐れ入りますが、時間が限られておりますので、コメントシートの記入がお済みでない先生におかれましては、記入の上、回収担当の者にお渡しいただければと思います。

引き続き、御質問のある先生は挙手をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。吉村先生、お願ひします。

○吉村先生 ちょっと教えていただきたいのですが、レビューシートの中の平成28年度実績に関する資金の流れの図です。復興庁で25億9,200万円があつて、それが農水省に来た段階で19億円に減っている。これは何が減るわけでしょうか。

○農林水産省担当者 去年のレビューシートでしょうか。

○吉村先生 28年度。事前勉強会でいただいた資料です。この新しいのでも結構です。

○農林水産省担当者 新しいもので言いますと、復興庁で25億、これは予算として29年度計上した、1枚目のレビューシートで言いますと予算額・執行額の当初予算のところが入ります。農水省に移しがえされました7億6,100万円というのは実際に支払いをした額でございます。

○吉村先生 復興庁からいただいた実際の金額ですか。

○農林水産省担当者 いただいて、事業が29年度中に完了して事業者から請求があつた金額になるので、事業者にお支払いをした額でございます。レビューシートの1ページ目をごらんいただきますと、29年度は25億8,600万円予算措置していただきまして、前の年からの繰り越しが500万円ほどございますが、11億7,000万円を翌年に繰り越ししております。事業は着工したのですが、2件、事故がございまして、繰り越しをしております。1件は軟弱地盤ということで工期が遅れて、3月中に完成する予定だったものが6月から7月ということで、3カ月から4カ月工期が遅れた。もう1件は、地元との調整で少し時間を要して3月中に完成しなかったということで、29年度中の支払いができなかった。今月から来月にかけて完成しますので、30年度予算ではお支払いをすることになるのですが、29年度でお支払いできなかったものが11億7,000万円ございます。これを引きましたものが7億6,100万円ということで、これが29年3月までに竣工して実際にお支払いした額ということでございます。

○吉村先生 そうすると、地方農政局、ここで言っているのは東北と関東も含まれているのですか。

○農林水産省担当者 はい。

○吉村先生 その金額がそのままBの県、東北4県に来るというわけですか。

○農林水産省担当者 そうということです。

○吉村先生 そこから先がわからないのですが、7億6,100万円あつたのが、市町村に7億2,500万円と農業者団体に6億ということで、重複があるということなのですか、これはどういうことになりますか。

○農林水産省担当者 これは、県が農業者の組織する団体などに直接支援するものと市町村を通じて支援するものとがございまして、7億6,100万円のうち市町村を通じて農家に行ったのが7億2,500万円。

○吉村先生 単純に考えて合わない。

○農林水産省担当者 申し訳ございません。県とか市町村が自ら事業をするものがございます。特に広範囲の吸収抑制対策、カリウムを土壌にすき込むもので小規模なものは農家の方にやっていただいておりますが、広範囲にやる必要があるものは県が自ら、あるいは市町村が自らカリウムを施用するというものがございます。ですので、7億6,100万円と6億7,800万円の差が県なり市町村が自らカリウムをまいた額だとお考えいただければと思います。

○吉村先生 申し訳ない。理解できないのですが、とにかく県に7億6,100万円入ってきて、そこから県の資金が加わって、市町村と農業者団体にそれぞれのこの金額が行くということですか。

○農林水産省担当者 ここでは国のお金の流れですので、県の予算は入れておりません。

○吉村先生 そうすると、7億6,100万円が市町村に7億2,500万円来る。

○農林水産省担当者 はい、その差額は県。

○吉村先生 県に残るといわけですか。

○農林水産省担当者 県が自ら事業を実施するものと、県から直接農家へ行くものでございます。

○吉村先生 ということは、4億ぐらいが県が実施する事業に留保される。

○農林水産省担当者 7億6,100万円のうち6億7,800万円については農業者に支出されている。

○吉村先生 7億6,100万円から7億2,500万円をマイナスすると大体3,600万円。

○農林水産省担当者 4,000万円ぐらいですか。

○吉村先生 6億7,800万円という農業者に来るのは、これは市町村から来るだけではなくて県から来ている分もあるのか。

○農林水産省担当者 直接来るものもございます。

○吉村先生 つまり、市町村の7億2,500万円からも来ているし、県に留保された3,600万円がこちらに含まれる。

○農林水産省担当者 はい。

○早川参事官 土居先生、お願いします。

○土居先生 ということは、7億6,100万円と最終的に農業者のところの6億7,800万円の差というのは、県なり市町村なりが留保した分ということなのですか。

○農林水産省担当者 留保というか、みずから事業を行った分でございます。

○土居先生 それで支出しているから、農業者の団体のDというところにはお金は国費としては渡っていない形になっているということですね。分かりました。

○早川参事官 恐れ入ります。現在、コメントの集計作業をしているところでございますので、引き続き、御質問等がある先生は挙手をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 最初の勉強会でもお聞きしている話と重複するかもしれませんが、この事業

でできることと、先ほどからも出た強い農業づくり交付金だったり既存事業でできること、何が違うかというのは、私の認識では補助率の違い一点で考えたらいいのでしょうか。もしほかがあれば教えていただきたいのですが。

○農林水産省担当者 この東日本交付金は私の認識では3段重ねになっておりまして、1つ目は、いわゆる建設国債を使って箱物の回復をする事業、2つ目は、ハウスや農業機械といったような農業生産施設なり機械を復旧させる事業、さらにその上に、カリウムをまいたり細かな支援をする事業ということで、3段重ねになっていると認識しております。我々が通常やっております強い農業づくり交付金は一番下の部分だけ、箱物の整備についてのみ支援しております。

○伊藤先生 そういう意味では、対象範囲がこの交付金のほうが広がっていて、かつ補助率も高くなっているというところになりますか。

○農林水産省担当者 国の補助率は同じ2分の1でございますが、上乘せとか、そういうものを入れるとおっしゃるとおりでございます。

○伊藤先生 これもどちらかというと同じ話になりますが、どの時点でこの事業が役割を終えるのかという視点はどうしても復興事業には必要になる。さっきも申し上げましたが、ハードはある程度回復している。別にポジティブに言いたいわけではないのですが、形上は回復しているからこそ、もしかしたら32年度を待たずしてメニューの変更ということも考えられるのではないかと。メニューの変更は何かというと、さっき言ったソフトの部分で、ただ、このソフトの部分は調べ切れていなくて、もしかしたら既存の政策、金融公庫とかで既にでき上がっているのかもしれないし、利子補給率を高くするということがまだ必要なのかもしれない。そこは正直分らないのですが、何かそういうところの変更というのはあり得るのかどうか、御担当の考えで構いませんので、教えていただけますか。

○農林水産省担当者 この事業自体は32年度の復興・創生期間の間やるということで措置をさせていただいております。おっしゃるとおり箱物については通常対策もございまして。ちょっと悩ましいのは、ソフトの部分をどうするのか、特に放射性物質の関係というのは恐らく32年度以降も引き続き問題としては残るということだろうと思っておりますし、また、福島県の一部はいまだに立ち入りが制限されている地域もございまして、ここも除染作業が終わってくれば、また戻られて農業を再開したいというニーズもこの後も出てくるだろうと思っております。そういうところをどうするのかというのはこの事業とは別途また検討していく必要があるのではないかと考えております。

○伊藤先生 私はどちらかという、32年を待たずしてと思ったところもあったのですが、今のお話は32年まではこのメニューは必要でという話ですね。

○農林水産省担当者 事業のメニューにつきましては、毎年見直しをさせていただいております。必要がなくなったものは削除して、必要なものを追加していくという見直しはしておりますが、それは32年度を待たずして不断に見直しをしていきたいと思っております。

○伊藤先生 実際、資料の中でそれをおつけいただいていると思うので、私は、切るため

の話をしたいわけではなくて、現場のニーズが年が経つごとに変わってきているので、そこをどう捉えられるかというところは必要なのかなという視点でお聞きしました。

○早川参事官 それでは、取りまとめ案の準備ができたようでございますので、阿部先生から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○阿部先生 6名の有識者の評価結果ですけれども、「事業全体の抜本的改善」とされた方が1名、「事業内容の一部改善」とされた方が5名でありました。

主なコメントといたしましては、例年6月に被災自治体に対して復興庁が実施する予算額の集計の段階で各自治体がある程度の事業内容の審査をきめ細かく実施することにより、不用額の圧縮に尽力されたい。

アウトカム指標は、この交付金の交付対象、交付先と整合性を保つ形で設定すべき。

交付金の不用額については、予算要望調査段階でも内容を精査しつつ、予算執行時には不用額を減らそうと無理に支出することのないようにすべき。

成果目標としての米の収量回復のみならず、野菜、畜産なども考慮すべきではないのか。執行率の低い原因として申請許可条件が考えられないか検討してほしい。宣伝不足もその一因か。

成果指標の捉え方として「米の収量の全国シェアを震災前の14%程度に戻す」や「当該補助金を受けている農地と受けていない東北3県の農地での収量の比較」などがよいのではないか。

復興期間終了に向けて、ハードの補助から利子補給などソフトの補助への転換を検討すべき。

震災の復興に関連して、農地を大規模化・中規模化したり、機械化・合理化することは大変望ましいところであるが、以前との比較は難しいと思うが、この交付金を受けてどのようにコスト面や㎡当たりの収穫量などデータを収集し、復興以外の参考となると思うが、どうか。

目的は理解できる。震災による被害をいかに取り戻すか、そのための国の介入は必要な政策である。ただし、アウトカムが不明瞭な上、執行率が低過ぎる。一部の事業者に偏在した予算消化になっている。被災者であれば申請得になっているように見えなくもない点をいかに他県の農業者に対して説得性を持たせるのか、見直しが必要である。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業内容の一部改善」です。

取りまとめのコメントは2点です。1点目が、アウトカムについて事業との整合性を持った設定とすべき、2点目が、不用額の多い要因を精査し、適切な執行となるよう考慮すべき。

このようにしたいと思いますけれども、先生方のほうで何か御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、取りまとめ結果としたいと思います。ありがとうございました。

○早川参事官 ありがとうございました。

ただいまの事業をもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年度の「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、活発な御議論いただきまして、まことにありがとうございました。